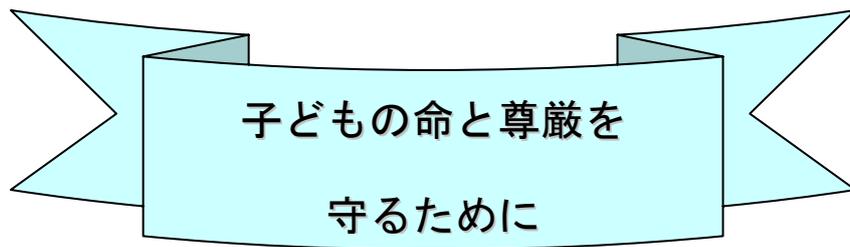




横浜市児童虐待対策プロジェクト

報告書



平成23年3月

横浜市児童虐待対策プロジェクト

目次

はじめに・・・

1 児童虐待対策への5つの視点	1
2 3つの子育て層と必要な支援	1
3 本市における児童虐待の現状とこれまでの取り組み	2
(1)児童虐待の現状.....	2
(2)これまでの児童虐待防止対策.....	5
4 課題について	8
(1) 3つの子育て層ごとの課題.....	8
○ 健全育成層.....	8
○ 育児不安層・ハイリスク層.....	8
○ 虐待層.....	8
○ その他.....	9
(2) 事例検証から把握された課題及び提言.....	9
ア 児童虐待死事件.....	9
イ 身体的虐待による傷害事件.....	10
ウ その他の事例を通しての課題分析.....	11
5 対策について	12

【対策1】 支援策の充実

(1) 母子保健施策の充実.....	14
ア 母子保健手帳交付時の看護職による面接.....	14
イ 乳幼児健康診査未受診者対策の強化.....	14
・ 未受診者への受信奨励（電話かけ）の強化.....	14
・ 未受診者への状況確認（家庭訪問）の強化.....	14
・ 母子保健システム（仮称）による、乳幼児健康診査未受診者等の把握.....	14
(2) 家庭訪問 の充実.....	14

ア	区における「育児支援家庭訪問事業」の拡充	14
イ	児童相談所における「養育支援家庭訪問事業」の拡充	15
(3)	子ども・家庭支援相談事業の充実	15
(4)	保育所の見守り機能の強化	15
(5)	学校における支援体制の強化	15
(6)	23年度にさらに検討をすすめる事項	15
ア	幅広い活用が可能なヘルパー制度の検討	15
イ	産科等医療機関と連携した支援策	16

【対策2】体制の整備・強化

(1)	児童相談所	16
ア	4児童相談所統括部署（「虐待対応・地域連携課」）の創設	16
イ	支援スタッフの増員	16
(2)	区福祉保健センター	17
ア	心理職の配置（対策1－（3）と同）	17
イ	保健師の体制強化	17
ウ	社会福祉職の体制強化	18
(3)	学校	18
ア	スクールソーシャルワーカーの設置	18
イ	小学校「児童支援専任教諭」の増員	18
(4)	保育所	18
ア	被虐待児の受け入れのための保育士（アルバイト）の雇用 （対策1－（4）と同）	18
(5)	こども青少年局	19
ア	こども青少年局内の各課、他局、さらに関係機関と連携した児童虐待対策を統括 推進する部署の創設（「児童虐待・DV 対策担当」）	19
(6)	23年度にさらに検討をすすめる事項	19
ア	区・児童相談所の体制整備	19

【対策3】組織的対応の強化

(1)	区福祉保健センターと児童相談所の役割（別紙：「役割について（案）」）	19
(2)	区福祉保健センターにおいて	19
ア	区における虐待対応のコーディネート機能の明確化	20

イ	不適切養育・児童虐待に対する組織的進行管理	20
(3)	児童相談所において	20
ア	児童虐待対応における専門的な支援・指導體制の拡充 (対策2-(1)-アと関連)	20
イ	児童虐待に対する組織的な進行管理	21
(4)	こども青少年局において	21
ア	庁内外の関係機関と連携した児童虐待対策の推進(対策2-(5)と関連)	21
イ	内部検証制度の確立	21
(5)	学校において	21
(6)	局の新設課を中心とした施策の進行管理と評価	22
(7)	23年度にさらに検討をすすめる事項	22
ア	専門的な支援・指導體制の強化	22
イ	安全確認ができない際の法に基づいた積極的な介入や一時保護	22

【対策4】人材育成

(1)	区福祉保健センター責任職への研修強化	22
(2)	区職員への研修強化	23
(3)	児童相談所職員への研修強化	23
(4)	児童相談所人材育成ビジョンの策定	23
(5)	関係機関の職員、地域の関係者への研修強化	23
(6)	23年度にさらに検討をすすめる事項	24
ア	ジョブローテーションの検討・組織としての専門性の蓄積	24
イ	医師の研修の実施	24

【対策5】関係機関相互の連携強化

(1)	要保護児童対策地域協議会の活性化と活用	24
(2)	関係機関向け連絡・調整窓口の設置	25
(3)	「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の改訂	26
(4)	「養育支援マニュアル」の改訂	26
(5)	「共有ランク」の作成(別紙:「共有ランク表(案)」)	26
(6)	「定期的な情報提供(厚労省指針)」に関する仕組みの制定	27
(7)	23年度にさらに検討をすすめる事項	28
ア	要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会の活用による連携の推進	28

【対策6】社会的養護の推進

- (1) 児童養護施設の整備…………… 29
- (2) 北部児童相談所一時保護所の整備…………… 29
- (3) 横浜型児童家庭支援センターの拡充…………… 30
- (4) 23年度にさらに検討をすすめる事項…………… 30

【対策7】広報啓発の強化

- (1) 公共交通機関への啓発…………… 30
- (2) 医療機関待合室等への啓発チラシや相談窓口案内の配布…………… 31
- (3) 子どもへの思春期教育や人権教育等…………… 31
- (4) コンビニや商店街といった地域や民間企業との協働による啓発…………… 31
- (5) 各区における「区づくり事業」の展開…………… 31

【対策8】地域子育て支援事業の推進

- (1) こんにちは赤ちゃん訪問事業の拡充…………… 32
- (2) 地域子育て支援拠点の整備と連携強化…………… 32
- (3) 親と子のつどいの広場の拡充と一時預かりの拡充…………… 32
- (4) 保育所子育てひろば…………… 33
- (5) 子育てサポートシステムの機能強化…………… 33
- (6) 乳幼児一時預かり事業の拡充…………… 33
- (7) 放課後3事業による地域での見守り強化…………… 33

6 さらなる虐待対策の充実に向けて…………… 34

- (1) 区における虐待対応の体制整備…………… 34
- (2) 児童相談所の抱えている課題と方向性（仮）…………… 34
- (3) 学校等教育機関の抱えている課題と方向性…………… 36

(資 料)

＜プロジェクト開催経過／分野別検討会開催経過＞……………	37
＜プロジェクトメンバー名簿／分野別検討会名簿／プロジェクト事務局名簿＞…	38
＜ヒアリング先一覧＞……………	40
＜23年度の各区の取組＞……………	41
＜児童虐待プロジェクト設置要綱＞……………	44

(別 紙)

＜区福祉保健センターと児童相談所の役割（案）＞	
＜区福祉保健センターと児童相談所の共有ランク表（案）＞	

はじめに・・・

児童虐待対応件数は全国的に増加傾向にあり、本市でも、平成 21 年度末で 2,208 件と、10 年前と比べて約 6.6 倍になっています。特に本市では、21 年 12 月に、児童相談所や区が関わっていた中で、1 歳の女兒が虐待により死亡するという非常に痛ましい事件が、さらに、22 年 7 月には、児童相談所と学校の連携が不十分であったことなどから、虐待を早期に把握して対応することができなかった事件がありました。

本市では、こうした事件を受け、22 年 9 月 1 日、市長の指示のもと、局区を横断した「児童虐待対策プロジェクト」を設置し、現場の職員や関係機関へのヒアリングも含めて、課題の分析と対応策の検討を行いました。

同時に、上記 2 例の事件については、外部委員等により検証が行われ、多くの課題の指摘と提言を受けました。

さらに、プロジェクトによる検討のさなか、生後間もない赤ちゃんが、心中を図った母親の手により命を落とし、また、他都市から「支援の必要がある」と連絡のあった転入家庭について、適切な対応がなされなかったとの指摘も受けました。

本プロジェクトでは、そうした事例の検証結果や反省点もふまえ、改めて課題を確認・整理し、対策をまとめました。

児童虐待は、様々な要因が複雑に絡みあい、容易に解決できるものではありません。しかし、今後、このような事件が起きることのないよう、また、本市で暮らす多くの子どもが安心して過ごせると同時に、様々な課題や悩みを抱える保護者が安心して子育てできるよう、今回とりまとめた対策を速やかに実施するとともに、引き続き、残された課題についても、検討し対策をすすめてまいります。

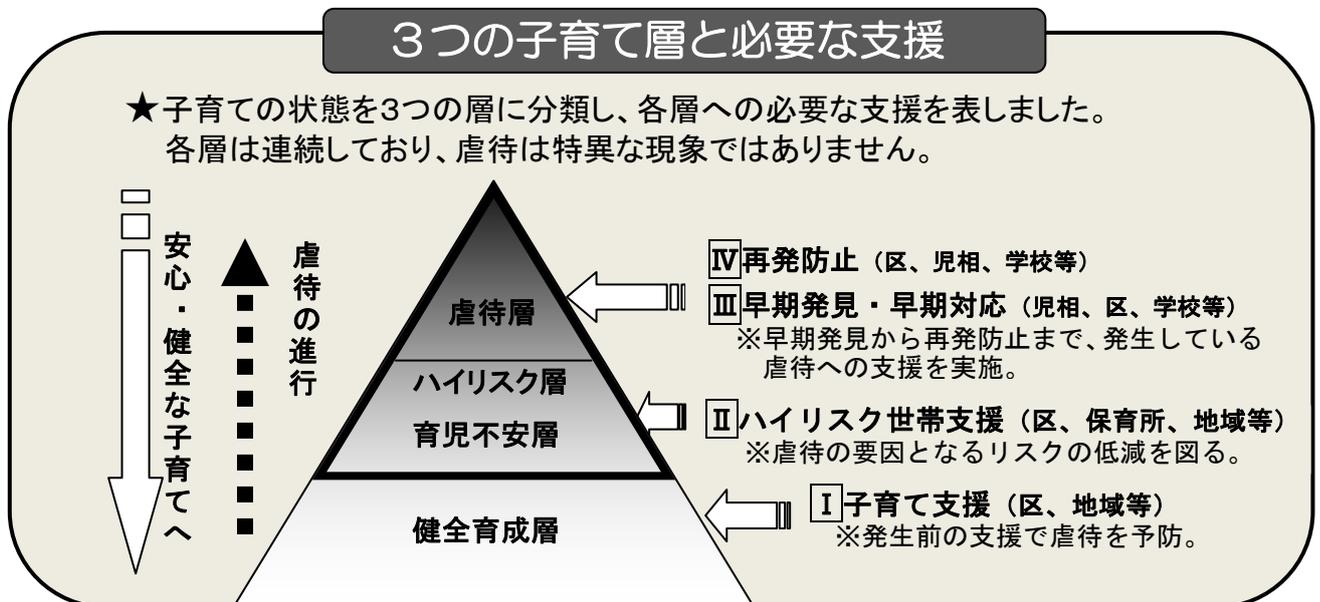
1 児童虐待対策への5つの視点

子どもの命と尊厳を守るために、次の5つの視点を持ちながら議論を重ね、対策を立てることとしました。

- 1 早期発見・早期対応により、虐待に迅速・適切に対応します。
- 2 虐待を受けた子どもと養育者を継続的にケアし、虐待の再発を防ぎます。
- 3 ハイリスク世帯への家庭訪問などにより、虐待への移行をくい止めます。
- 4 地域での見守りなど子育て支援を充実し、虐待の発生を予防します。
- 5 あらゆる子育ての関係機関が連携することで、虐待に組織的に対応します。

2 3つの子育て層と必要な支援

子育ての状態を3つの層に分類したうえで、安心して健全な子育てができるように、各層への必要な支援を行うことを共通認識とし、議論をすすめました。



【虐待層】明確に虐待が認められ、子どもの安全確保のための緊急的な介入や継続的な支援を要する層です。発生後の家庭復帰や再発防止も含めて、主に児童相談所、区が学校等の関係機関と連携して対応します。

【ハイリスク層、育児不安層】主に養育支援の観点から、区や保育所、地域などが中心となり、経済的困窮や親の疾病、養育力不足など、虐待の要因となるリスクを低減し、虐待の未然防止を図ります。

【健全育成層】広く育児支援、子育て支援として、主に区や地域などで支援が行なわれています。こんにちは赤ちゃん訪問事業、地域子育て支援拠点など、様々な事業を通じて、安心して子育てすることができる環境を整え、発生する以前の虐待予防に取り組みます。

※ それぞれの層がより深刻な状況に移行しないように様々な支援が必要です。また、虐待に至ってしまった場合は、再発防止のための継続支援が求められます。

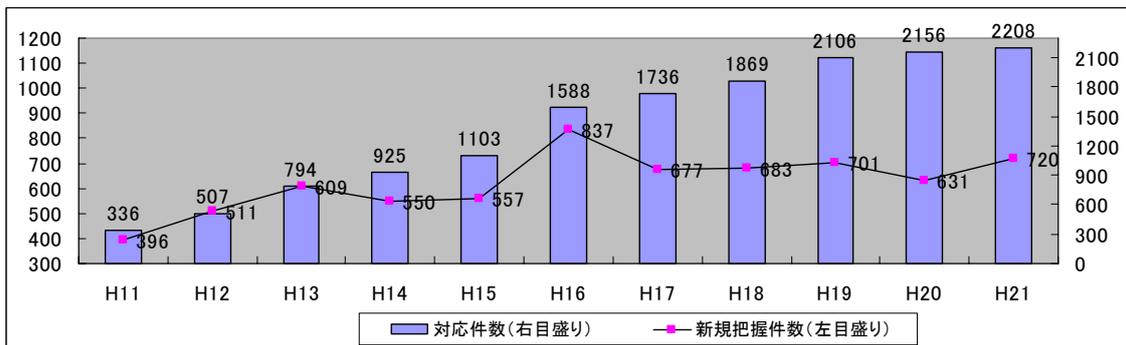
3 本市における児童虐待の現状とこれまでの取組

3 本市における児童虐待の現状とこれまでの取組

(1) 児童虐待の現状

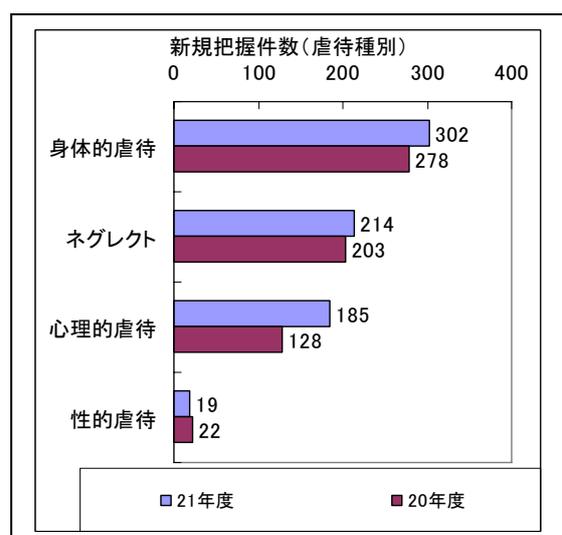
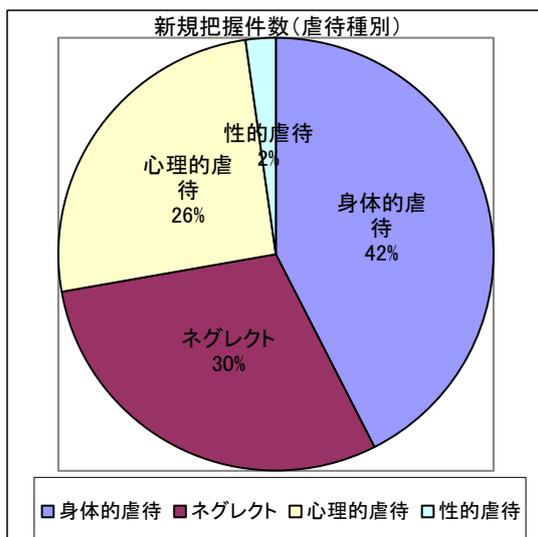
本市の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 21 年度末（平成 22 年 3 月末）時点で、過去最高の 2,208 件となりました。問題の複雑化・深刻化により、支援期間が長期化傾向にあることから年々増加し、10 年前の平成 11 年度末 336 件と比べて約 6.6 倍になっています。

児童虐待新規把握件数は、21 年度は 720 件で、前年度の 631 件から 89 件増加しています。直近の 5 か年で見ると、700 件前後の高い水準で推移しています。



21 年度の新規虐待把握件数を虐待種別で見ると、身体的虐待 302 件（42%）、ネグレクト 214 件（30%）、心理的虐待 185 件（26%）、性的虐待 19 件（2%）の順になっています。

前年度と比較すると、心理的虐待が 57 件（44.5%）の増となっています。これは、配偶者間の暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）が、子どもへの心理的虐待にあたるということの周知がすすみ、その通報が増えたことによると考えられます。

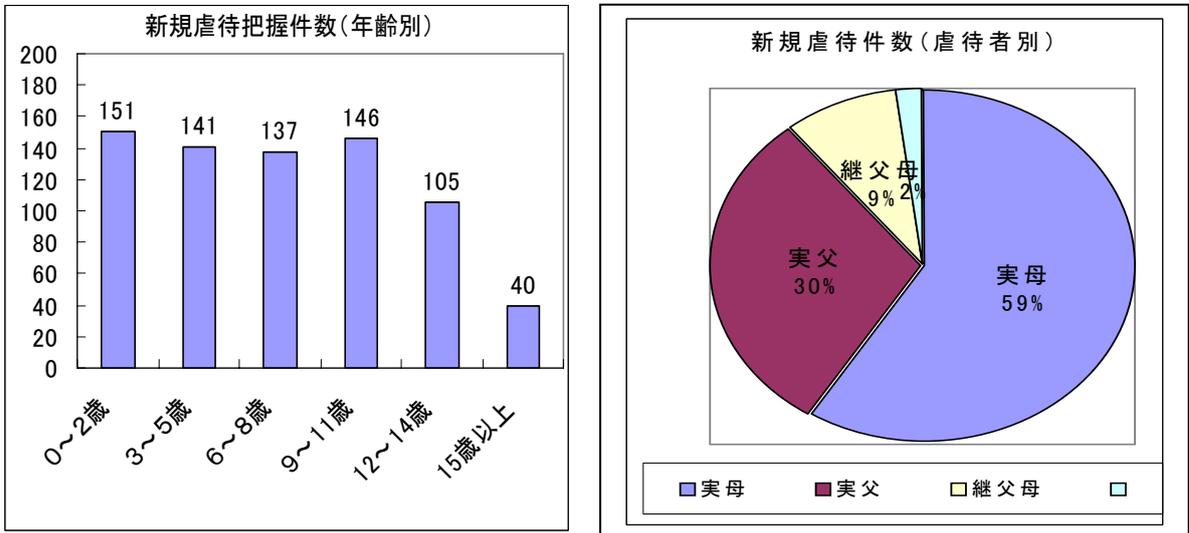


被虐待児の年齢別件数では、0～2 歳（151 件）が一番多く、0～5 歳の乳幼児が

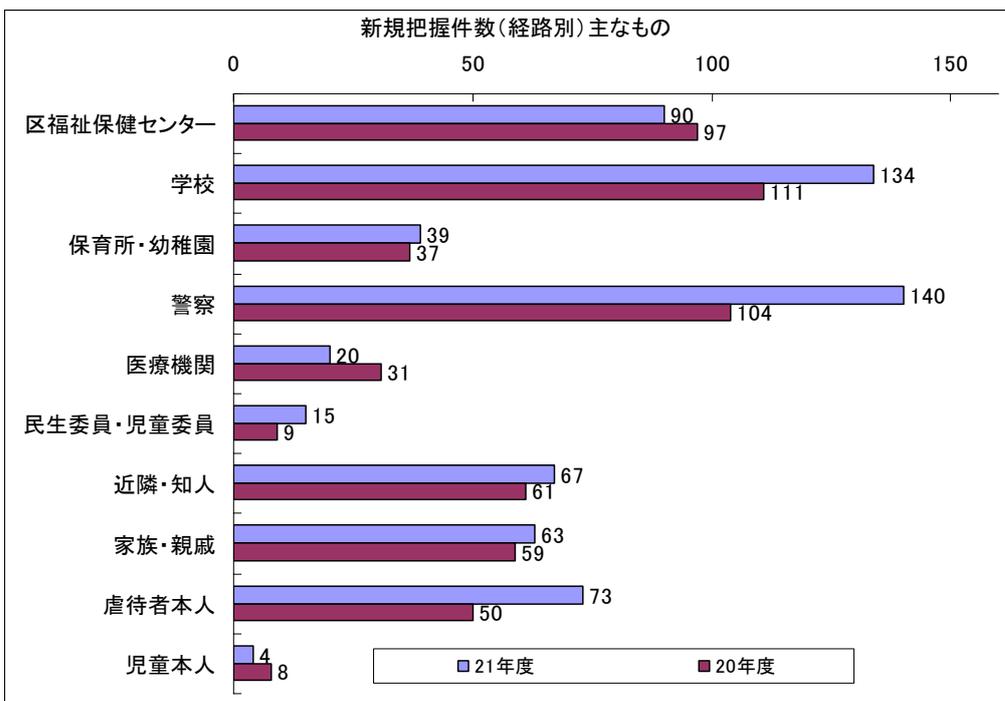
3 本市における児童虐待の現状とこれまでの取組

292件と、全体の約4割を占めています。

虐待者別では、実母が全体の約6割、実父が約3割となっています。実母が高い割合を占めている理由として、子どもとの関わりが多く、時間も長いことが考えられます。



把握経路別では、21年度は、警察(140件)、学校(134件)、区福祉保健センター(90件)の順となっており、前年度に比べ警察からの通告が3割以上増加しています。これは、DVが子どもへの心理的虐待にあたるとして通告される場合が増えていることによると考えられます。



3 本市における児童虐待の現状とこれまでの取組

(2) これまでの児童虐待防止対策

ア 国の動き（関係法令の改正経過）

12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（以下：児童虐待防止法）」が施行され、虐待が、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの種別に定義されるとともに、虐待を受けた児童を発見した住民の通告義務についても定められました。

16年10月の法改正により、虐待を受けたと“思われる”児童を発見した場合も通告の対象になるとともに、市町村を虐待通告先に追加することで市町村の役割強化が図られました。また、関係機関が情報交換や支援内容に関する協議を行う「要保護児童対策地域協議会」が法定化されました。

19年4月には、児童相談所運営指針等の見直しに伴い、安全確認に関する基本ルールが設定され、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、48時間以内に安否確認を行うことが望ましいとされました。

20年4月の法改正では、児童の安全確認のため、裁判所の許可を得て、開錠して家屋に入るなどの強制的な調査（臨検・搜索）や、保護者に対する面会・通信等の制限について強化が図られました。

イ 本市の取組（市レベル・区レベル）

本市では、6年度設置の「横浜市児童虐待防止対策調査研究会」を経て、8年に市の児童虐待防止対策の総合調整機関として「横浜市子育てSOS連絡会」と、「区虐待防止連絡会」を7区に設置し、10年度には「区虐待防止連絡会」を全区展開するなど、児童虐待を防止するための様々な活動を展開してきました。

児童虐待防止法が施行された12年以降では、13年度に「よこはま子ども虐待ホットライン」を設け、24時間365日、関係機関や市民からの通報を受ける体制を整えるとともに、初動対応の強化を図るため、専従の虐待対応チームを各児童相談所に設置し、虐待の早期発見・早期対応に努めてきました。

19年6月に現在の中央児童相談所が開設され、市内3か所体制から4か所体制になるとともに、一時保護所も1か所増え3か所に、定員は17年度の84人から131人になりました。

22年1月からは、中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における虐待通報や相談等に迅速に対応するための体制を強化しました。

各区福祉保健センターにおいては、8年度から、子育て支援策として「子育て支援者による子育て相談」が始まり、翌9年度には0歳から思春期（原則18歳）までの子どもと子育てに関する相談窓口として「子ども・家庭支援センター」が開設され、現在の子ども家庭支援相談に、引き継がれています。13年1月には、保

健所(当時)の保健師・助産師等が日常業務の中で子どもの「育てにくさ」に気づき、保護者の子育て支援することを目的として『『不適切な養育』気づきと支援のマニュアル(第一版)』が出され、児童虐待予防に視点をおいた支援を強化してきました。このマニュアルは15年度に第二版が出され、その年の10月から「親と子の心の健康づくり事業」としてファミリーサポートクラスと未受診者フォローが始まりました。その後、産後支援ヘルパーや地域子育て支援拠点等の地域の子育て支援の場の整備が、17年度には育児支援家庭訪問員と育児支援ヘルパー派遣が始まり、19年度にはマニュアルの第三版が出されました。なお、子ども・家庭支援相談に寄せられる相談は年々複雑化し、福祉的支援も含めた継続支援が必要なケースが増えており、今後、保健・福祉・教育、そして医療との連携をより一層強化する必要があります。

3 本市における児童虐待の現状とこれまでの取組

横浜市児童虐待対策の経過			
年度	市レベル	区	関係法令の改正経過 / 通知等
6年度	・児童虐待防止対策調査研究会発足	・モデル区活動：保土ヶ谷区	児童福祉法による要保護児童対策として対応
7年度	<北部児童相談所開設>	・モデル区活動：磯子区、都筑区	
8年度	・「子育てSOS連絡会」の設置 ・虐待防止ハンドブックの作成 ・公開シンポジウムの開催	・「子育て支援者による子育て相談」開始 ・「区虐待防止連絡会」の設置 保土ヶ谷区、磯子区、栄区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	
9年度	・子育て情報誌の発行	・「区虐待防止連絡会」の設置 泉区、瀬谷区、港南区 ・10月～子ども・家庭支援センター設置 (保健所保健係)	
10年度	・市民フォーラムの開催	・「区虐待防止連絡会」の全区展開	
11年度	・啓発リーフレット(医療機関版)作成		
12年度	・児童虐待対応協力員配置(3児相) ・「児童虐待防止施策への提言」→子育てSOS連絡会	13年3月 「不適切な養育」気づきと支援のマニュアル(第1版)	児童虐待防止法の制定 児童虐待の定義、住民の通告義務等
13年度	・24時間対応の「よこはま子ども虐待ホットライン」設置 ・「児童虐待対応チーム」設置(3児相) ・虐待防止ハンドブックの改訂		
14年度		・「親子の集いの広場」開始 <区福祉保健センターの開設> 「子ども・家庭支援センター」→こども家庭支援担当の「子ども・家庭支援相談」に名称変更	
15年度	【一時保護所定員数30名→45名】	16年3月 「不適切な養育」気づきと支援のマニュアル(第2版)	10月～ファミリーサポートクラス
16年度	【一時保護所定員45名→69名】		・1月～産後支援ヘルパー
17年度	・家族再統合のための「家庭支援担当」設置 ・要保護児童対策地域協議会(代表者会議)設置 ・虐待防止ハンドブックの改訂 【一時保護所定員数 69名→84名】	・「地域子育て支援拠点」「育児支援センター園」「私立保育園はまっ子広場」開設 ・要保護児童対策地域協議会(実務者会議)設置 ・10月～育児支援家庭訪問員(アルバイト)/育児支援ヘルパー	
18年度	<南部児童相談所一時保護所設置>		・育児支援家庭訪問員の嘱託化(13区)
19年度	<中央児童相談所移設、西部児童相談所設置> 【一時保護所定員数84名→131名】	20年1月 養育支援マニュアル(第3版)	・育児支援家庭訪問員の嘱託化(全区)
20年度	・虐待防止ハンドブックの改訂		児童虐待防止法、児童福祉法の改正 児童の安全確認等のための立入調査等強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等
21年度	・児童虐待対応専門員(夜間・休日対応)配置 ・「進行管理サポートシステム」の導入		・産後支援ヘルパー 非課税世帯のみに対象縮小
22年度	・夜間休日対応の「虐待対応専門員」設置		・産前産後ケア事業に転換(養育支援事業に位置づけ) ・1月～「乳幼児健診等管理システム」稼働
			「母子保健活動を通じた児童虐待防止対策の推進について(事務連絡)」雇児局 H22.7.28.発

4 課題について

(1) 3つの子育て層ごとの課題

実際に児童虐待や子育て支援に携わるプロジェクトメンバーの検討と、ヒアリングにより、様々な課題が抽出され、また、現場の職員の苦悩も浮き彫りになりました。先述の3つの子育て層ごとに分けた主な課題が以下となります。

○ 健全育成層

- ・ より身近なところに相談窓口が必要。
- ・ 地域の間人関係が希薄化しており、より手厚い支援が必要。
- ・ 区職員は虐待や不適切養育の対応等に追われ、予防に関する母子保健、子育て支援関係業務が十分できない。

○ ハイリスク層、育児不安層

- ・ 世帯の情報がわからない。(ハイリスク層は、かなり踏み込んだ家庭状況調査が必要、世代間連鎖や生活困窮なども虐待要因の可能性ある)
- ・ 住民票の異動がない転入の場合は、乳幼児健康診査の対象として把握できず、受診勧奨通知が届かない。また、保育所に入所しておらず、生活保護の受給がない場合は把握が困難。
- ・ マンションのオートロック等の関係で、子どもや保護者の顔や様子がわからない。(主に主任児童委員等)
- ・ 区役所への相談や地域子育て支援拠点等に出てこない孤立化した世帯が心配。
- ・ 乳幼児健康診査未受診者が心配(子どもの状況把握ができないため等)。
- ・ 産後うつや精神疾患の疑いのある養育者への支援策が少なく、精神面のケアについて相談・支援機関も不十分。
- ・ 複雑な家庭状況や育児能力に課題のある若年妊婦が増加している。
- ・ 学齢児になると相談・支援機関が減少する。

○ 虐待層

- ・ (通報しようとしても)虐待かどうかの判断が難しい。
- ・ どのような状態になったらどこに(区なのか児童相談所なのか等)相談(通報)したらいいかわからず、また、相談(通報)後にどうなるかがわからない。
- ・ 保護者や世帯に関わりがあり、情報も多い区の生活保護や障害者の担当との連携の充実が必要。
- ・ 児童相談所の職員が疲弊しており、不足している。
- ・ 区も健診等の業務が多く、タイムリーな虐待対応を行うことは体制上困難な場合もある。

4 課題について

○その他

広報・啓発について

- ・ 虐待に関する理解・認識を深めるため、より市民の目に触れる広報が必要。
- ・ 関係機関の中でも、虐待に関する知識やノウハウを持っていない部署や職員もいるため、体系的な研修が必要。

連携強化

- ・ 連携は行っているが、具体的な情報共有や役割の明確化、そのシステム作りなどまだまだ課題は多い。
- ・ 関係機関の間の認識のずれが支援のずれ、漏れにつながるがあった。

その他、以前から様々な場面で指摘されている、「支援と強制的な介入を同一の機関（児童相談所等）が行うことは困難」との意見や親権に関する課題も、児童相談所や弁護士等から出されました。親権については、22年12月、虐待する保護者の親権を最長2年間「停止」できるようにする児童虐待防止策の要綱案が、法務大臣の諮問機関「法制審議会」の専門部会で決まったところです。

（2）事例の検証から把握された課題及び提言

21年12月に起きた、児童虐待による死亡事例（22年7月に保護者逮捕 23年3月に地方裁判所において監禁致死罪で有罪判決）について、外部委員によって構成される「児童虐待による重篤事例等検証委員会」による検証が行われました。本委員会は20年に設置されましたが、モデル検証を除いて初めての検証事例となりました。

また、22年7月に、身体的虐待による傷害事件がありました（22年7月保護者逮捕 10月に地方裁判所において傷害罪で有罪判決）。本事例は、上記委員会の規定上その検証対象とはならない事例でしたが、振り返るべきところが多い事例と考え、児童相談所による内部検証を行い、その結果を児童福祉審議会児童部会に報告し意見聴取を行いました。

これらの事例検証を通し、以下の課題指摘と提言を頂きました（詳細については別添資料「児童虐待に係る事例検証について」参照）。

ア 児童虐待死事件

（事例の概要）

21年12月、当時1歳の女儿が木箱に入れられたことにより窒息死し、23年3月、実母と同居男性に監禁致死罪で有罪判決が出されました。なお、本児の姉については、区と児童相談所が、発達の遅れ、ネグレクト等の問題で関わっていました。

4 課題について

(検証により明らかになった課題)

主なものとして、リスクアセスメントの不足や、組織内での事例の共有不足、区と児童相談所の役割の確認や援助の対象者との関係構築が不十分、援助方法の見直しとなされなかった、主たる訪問の目的が姉の発達・安否確認のみであった、定例のカンファレンスの中で事例が埋没していた、区と児童相談所職員の担当ケース数が多い、女性福祉相談員と保健師の連携不足等が挙げられました。

(検証による改善への提言)

そうした課題への対策として、区と児童相談所に共通する点については、リスクアセスメントの徹底、連携のための区と児童相談所のカンファレンスのあり方の見直し、援助対象者との援助関係の構築、要保護児童対策地域協議会の活用などが挙げられました。さらに、それぞれの組織内における事例の進行管理の徹底や専門性の確立についても提言を頂きました。

イ 身体的虐待による傷害事件

(事例の概要)

22年7月、実父と同居女性から小学5年生の男児に暴力や食事を与えないとの虐待が行われたとして、実父と同居女性が傷害の疑いで逮捕されました。同年10月、両人に傷害罪で有罪判決が出ました。

同居女性は元々は実父宅の近隣に住んでいましたが、実父と同居女性との交際が始まり同居となったものです。女性には2人の子どもがおり、児童相談所では、その子どもたちに対して19年2月より継続的な関わりがありました。なお、同居女性世帯は生活保護受給世帯でした。

(児童福祉審議会児童部会の意見)

「児童相談所は、被害児童に関して危惧される情報を学校等より得ていながら、児童の確認や積極的な介入を即時に進めることなく、結果として、児童相談所の役割を十分に果たすことができなかった。また、同居女性世帯については、生活保護受給世帯であり、さらに児童相談所の関わりが従前よりありながら、実父世帯との同居という世帯状況の大きな変化を把握することができていなかった。この世帯に対する支援が多角的な視点により展開され、適時に世帯の生活実態が把握されていれば、被害児童への虐待をもっと早期に発見することができたと考えられる。」

(検証による改善への提言)

児童相談所については、情報共有や係間の連携、事例に対するアセスメントや世帯の生活実態の把握の必要性、家庭訪問の重要性についての提言を頂きました。

4 課題について

また、関係機関との連携等に関することや、内部での検証方法に関する意見、児童相談所の体制や人員、人材育成等についての提言も頂きました。

ウ その他の事例を通しての課題分析

上記2例の他、23年に起きた、心中による乳児死亡事例（保護者は生存）、支援が必要な転入事例への対応の遅れ等についても振り返りを行い、産科医療機関との連携や人材育成、組織的対応等の課題について検討を行いました。

5 対策について

5 対策について

今回のプロジェクトにおいては、3つの子育て層の中で、特に「虐待層」及び「ハイリスク層」「育児不安層」に対する早期発見・早期対応、再発防止・虐待への移行予防の観点に基づく対策を中心に検討しました。また、「健全育成層」に対する子育て支援策もあわせて検討し、その結果を8つの対策としてまとめました。

また、対策の中には、更なる体制の充実や課題の継続検討が必要なものなど、実施に時間を要する項目があります。23年度予算に反映できていない課題や対策に関しては、今後、関係局区で実現に向けての検討を行っていきます。

(◎：直接影響 ○：間接的に影響)	I 子育て支援	II ハイリスク世帯支援	III 早期発見・早期対応	IV 再発防止
対策1 支援策の充実				
(1) 母子保健施策の充実	◎	◎	◎	
(2) 家庭訪問の充実	◎	◎	◎	◎
(3) 子ども・家庭支援相談事業の充実	◎		○	
(4) 保育所の見守り機能の強化		◎	◎	◎
(5) 学校における支援体制の強化			◎	○
(6) 幅広い活用が可能なヘルパー制度の検討	◎	◎	◎	
(7) 産科等医療機関と連携した支援策		◎	◎	
対策2 体制の整備・強化				
(1) 児童相談所		◎	◎	◎
(2) 区福祉保健センター	◎	◎	○	○
(3) 学校		◎	◎	◎
(4) 保育所		◎	○	◎
(5) こども青少年局		◎	◎	◎
対策3 組織的対応の強化				
(1) 区と児童相談所の役割		○	○	◎
(2) 区福祉保健センター	◎	◎	◎	◎
(3) 児童相談所		◎	◎	◎
(4) こども青少年局	◎	◎	◎	◎
(5) 学校		◎	◎	◎
対策4 人材育成				
(1) 区責任職	◎	◎	◎	◎
(2) 区職員		◎	◎	◎

5 対策について

(◎：直接影響 ○：間接的に影響)	I 子育て支援	II ハイリスク世帯支援	III 早期発見・早期対応	IV 再発防止
(3) 児童相談所職員		○	◎	◎
(4) 児童相談所人材育成ビジョン		○	◎	◎
(5) 関係機関・地域	◎	◎	◎	◎
対策5 関係機関相互の連携強化				
(1) 要保護児童対策地域協議会	○	◎	◎	◎
(2) 関係機関向け窓口	○	◎	◎	◎
(3) 虐待防止ハンドブック改訂	○	◎	◎	◎
(4) 養育支援マニュアル改訂	◎	◎	◎	◎
(5) 共有ランクの作成	◎	◎	◎	◎
(6) 学校等との定期的な情報交換		◎	◎	◎
対策6 社会的養護の推進				
(1) 児童養護施設の整備			◎	◎
(2) 一時保護所の整備		○	◎	◎
(3) 横浜型児童家庭支援センターの推進		◎		◎
対策7 広報啓発の強化				
(1) 公共交通機関での啓発	◎	◎	◎	
(2) 医療機関等での広報	◎	◎	○	
(3) 子どもへの思春期教育や人権教育等			○	○
(4) コンビニや商店街との連携			◎	◎
(5) 各区における「区づくり事業」	◎	◎	○	
対策8 地域子育て支援事業の推進				
(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業の拡充	◎	◎	◎	
(2) 地域子育て支援拠点の整備等	◎	○	○	○
(3) 親と子のつどいの広場の拡充等	◎		○	○
(4) 保育所子育てひろば	◎		○	○
(5) 子育てサポートシステムの機能強化	◎	○	○	○
(6) 乳幼児一時預かり事業の拡充	◎	○	○	○
(7) 放課後3事業による見守り強化	◎	○	○	○

【対策1】 支援策の充実

(1) 母子保健施策の充実

ア 母子健康手帳交付時の看護職による面接

妊娠・出産・子育てにはいろいろな不安を抱える方も多く、また、様々な悩みを抱えたまま、妊娠した方もいます。

子育ての入口である母子健康手帳交付時に、事務手続きだけでなく、看護職による面接を行い、妊娠中の生活や出産、子育ての不安を軽減するとともに、その後も何かあれば相談して頂きやすい関係を作ります。

イ 乳幼児健康診査未受診者対策の強化

- ・ 未受診者への受診勧奨（電話かけ等）の強化
- ・ 未受診者の状況確認（家庭訪問等）の強化

国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）」で、乳幼児健診の未受診者については、その把握に努め、「家庭訪問等により受診勧奨するとともに、必要な場合は子どもの安全確認を行うべき」とされています。

本市では、22年度から、4か月児健康診査の未受診者に対して、電話かけ等により受診勧奨を行うアルバイト看護職員を雇用してきました。23年度からは、さらに、その対象を、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の未受診者へも拡大するために、アルバイト看護職員を増員します。

- ・ 母子保健システム（仮称）による、乳幼児健康診査未受診者等の把握

乳幼児健康診査の未受診者情報や、こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況等の情報を一元管理し、支援が必要な家庭を把握するため、データベースシステムを構築します。

(2) 家庭訪問の充実

ア 区における「育児支援家庭訪問事業」の拡充

今回の検討及びヒアリングを通し、「相談に出て来られない保護者・出てこない保護者」がハイリスク世帯となっている事例が少なからず把握されました。合わせて家庭訪問を行うことの効果（相談のアウトリーチ、子どもや保護者の状況、養育環境の状況把握）が確認されました。

本市ではこれまで、育児支援家庭訪問員を各区1名配置し、育児支援ヘルパー（委託）とともに家庭訪問による支援を行ってきましたが、23年度、育児支援家庭訪問員を増員することにより、育児不安の強い保護者や乳幼児健康診査未受診の家庭への訪問を充実し、不適切養育や虐待への移行防止と早期発見を図ります。

5 対策1 支援策の充実

イ 児童相談所における「養育支援家庭訪問事業」の拡充

児童虐待の再発防止等に向け、子どもの養育について問題を抱える家庭を訪問し、相談や支援を行う養育支援家庭訪問員を、23年度、各児童相談所1名から2名に増員します（合計8名体制）。

(3) 子ども・家庭支援相談事業の充実

発達面での課題を抱える子どもや、養育環境から心理的影響が生じている子どもの保護者は、大きな悩みや負担感を抱えることも多く、不適切養育や虐待へ発展してしまうリスクもあります。

しかし、現在は、区で行う心理相談を希望しても、タイムリーには予約がとれない状況にあります。

こうしたことから、こども家庭支援課に常駐の心理職を置くことで、保護者の相談に早期に対応し、適切な助言、支援を行い、育児不安や育児による負担感を軽減します。

(4) 保育所の見守り機能の強化

一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離することにより、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

被虐待児は、情緒面や行動面に影響が出るなど、より密な保育が必要となる場合もあるため、被虐待児の受け入れに伴いアルバイト保育士を雇用するなど、必要な体制を整備します。

(5) 学校における支援体制の強化

23年度は、スクールソーシャルワーカーの配置（4か所の方面別事務所に2名ずつ）と、児童支援専任教諭の拡充（小学校70校→140校）により、支援体制を強化します（詳細については後述 対策2-（3））

(6) 23年度に、さらに検討をすすめる事項

23年1月に、生後間もない赤ちゃんが、心中を図った母親の手により命を落とす事件があったことから、より早期に気軽に利用することのできるサービスが求められていると考えられます。

ア 幅広い活用が可能なヘルパー制度の検討

育児不安層やハイリスク層、虐待層においては、早期に相談対応や支援を行ったり、家庭訪問を行うことが、より深刻な状況への移行防止に有効です。

今後は、さらに幅広い活用が可能なヘルパー制度の検討を行い、さらなる家庭訪

5 対策1 支援策の充実 対策2 体制の整備・強化

問の充実を目指します。

イ 産科等医療機関と連携した支援策

出産による心身の変化や産後うつ等、妊娠期、出産直後など、早期の支援が必要な場合もあります。

産科等の医療機関との早期な連携を充実するための施策を検討します。

【対策2】 体制の整備・強化

(1) 児童相談所

ア 4 児童相談所統括部署（「虐待対応・地域連携課」）の創設

23年度は、初動対応部門の統括、児童相談所職員の人材育成、支援困難事例に携わる職員への専門的な支援・指導、地域の関係機関相互の連携のため、中央児童相談所に個別ケースを持たないバックアップ部門として「虐待対応・地域連携課」を設置します。

イ 支援スタッフの増員

増加する児童虐待に対し、迅速な安全確認をはじめ、必要な調査、支援を行うには、児童相談所の職員が不足しているとの声が多く寄せられました。

23年度は、児童福祉司の増員（2名×4児童相談所）を行うことにより、調査や対応の迅速化や進行管理の徹底をさらに図り、児童の安全を確保します。今後も、必要な職員体制を検討し、体制強化を図ります。

また、子どものケアや継続支援には、児童福祉司のみならず、児童心理司を増員し、きめ細やかな対応を行うことが重要であるため、今後、引き続き体制の強化について検討していきます。

（参考）平成22年11月25日 九都県市首脳会議「児童虐待の防止についての要望」

- 児童相談所における児童虐待対応力の増強を図るため、児童福祉司の配置基準の更なる見直しを行うとともに、児童心理司、医師等の配置基準を設け、必要な財政支援を行うこと。

(2) 区福祉保健センター

16年に児童福祉法の改正が行われ、児童相談所と合わせ市町村が虐待通報及び対応の一義的な窓口として位置づけられました。一般的には都道府県設置の児童相談所と市町村が連携して対応することとなります。しかし、本市においては、区も児童相談所も同じ自治体の職員であり、児童虐待については、児童相談所の初期対応体制の整備がすすめられてきた経過があります。このため、「横浜市福祉保健センター業務運営指針」では、児童虐待をセンター業務として明記していますが、役割が具体的には示されておらず、区によって差があるのが実情です。これは政令市の多くが抱える課題であると認識しています。

児童虐待への対応は、児童相談所だけでなく、それぞれの関係機関がその特徴を生かした役割を果たすことが必要です。市民にとってもっとも身近な窓口であり、かつ、地域子育て支援拠点や保育所といった地域の関係機関との連携をはかるうえでも、区の役割が重要になります。区がその役割を十分に果たすことにより、児童相談所がその専門的な役割をより効果的に果たすことができると考えられます。

24年度以降も体制の強化を行い、区の虐待対応機能の向上を図る必要があります。

ア 心理職の配置（対策1－（3）と同）

発達面での課題を抱える子どもや、養育環境から心理的影響が生じている子どもの保護者は、大きな悩みや負担感を抱えることも多く、不適切養育や虐待へ発展してしまうリスクもあります。

しかし、現在は、区で行う心理相談を希望しても、タイムリーには予約がとれない状況にあります。

こうしたことから、こども家庭支援課に常駐の心理職を置くことで、保護者の相談に早期に対応し、適切な助言、支援を行い、育児不安や育児による負担感を軽減します。

イ 保健師の体制強化

区こども家庭支援課の保健師は、母子健康手帳交付時の健康相談から母親教室、乳幼児健康診査や地域の育児教室だけでなく、思春期の健康教育や不妊相談も含めた幅広い母子保健事業を行っています。しかし、16年の児童福祉法改正以降、市町村が児童相談所とともに児童虐待の通報先と位置づけられたことから、不適切養育・虐待の相談・通報の対応にも追われることとなり、地域全体を対象とした子育て支援の相談があってもすぐに家庭訪問が行えない現状があります。

今後、保健師の体制強化を図ることで、地域資源（人材含む）を発掘、育成して母親たちの自主的な活動を育てるなど、地域の力を活かすことで、虐待対応だけでなく、予防的な活動を推進し、虐待への移行防止の取組を強化します。

5 対策2 体制の整備・強化

ウ 社会福祉職の体制強化

「横浜市福祉保健センター業務運営指針」では、区こども家庭支援課の業務の進め方について、「チームアプローチの重要性」をうたっており、「不適切養育・児童虐待への対応と再発防止」について、「保健師をはじめとする医療職、社会福祉職、事務職や各相談員等それぞれの立場で相互に連携しながら進めていきます」とされています。

しかし、区こども家庭支援課に配置されている社会福祉職は、保育所の増加もあって、その入所調整や児童扶養手当の業務等で多忙を極め、家庭訪問や通報への対応・調整にあたれていないのが現状です。

今後は、社会福祉職がより積極的に児童虐待対応に関われるよう、必要な体制等について検討を続けていきます。

(3) 学校

ア スクールソーシャルワーカーの配置

家族や社会の多様化等に伴い、学校現場においても、福祉的なニーズが高まっています。また、学齢期になると、区の保健師の関わりが薄くなる、地域子育て支援拠点等の相談支援機関が減少する等、保護者の相談先が少なくなっている現状があります。

23年度より、スクールソーシャルワーカーを各学校教育事務所に2名ずつ配置することで、学校現場において福祉的な視点を入れながら、子どもの置かれた環境等に働きかけ改善を図り、保護者への支援を行います。

イ 小学校「児童支援専任教諭」の増員

様々な課題を抱える子どもが増加傾向にありますが、担任としてクラスを受け持っている状態では、きめ細かな支援やタイムリーな対応が十分にできない現状があります。

22年度に70校に配置された児童支援専任教諭を140校まで拡充することで、よりきめ細やかな支援を行うことにより、虐待についても未然防止を図ります。

(26年度までに小学校全校への配置を予定)

(4) 保育所

ア 被虐待児の受け入れに伴う保育士(アルバイト)の雇用(対策1-(4)と同)

一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離することにより、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。

被虐待児は、情緒面や行動面に影響が出るなど、より密な保育が必要となる場合

5 対策2 体制の整備・強化 対策3 組織的対応の強化

もあるため、被虐待児の受け入れに伴いアルバイト保育士を雇用するなど、必要な体制を整備します。23年度予算では、アルバイト保育士8名（公立6名・私立2名）の配置を予定しています

(5) こども青少年局

ア こども青少年局内の各課、他局、さらに関係機関と連携した児童虐待対策を統括し推進する部署の創設（「児童虐待・DV対策担当」）

こども青少年局こども家庭課にある「児童虐待防止担当」を拡充し、部長1名、課長1名、係長2名を増員し、「児童虐待・DV対策担当」を新設します。

本プロジェクトは23年3月で終了しますが、虐待対応の強化や地域づくりは、関係機関と連携した施策の強化や体制整備などについて、まだまだ検討が必要です。この新機構を中心として、中央児童相談所に新設される「虐待対応・地域連携課」とも連携し、区局を横断した対策を推進していきます。

(6) 23年度にさらに検討をすすめる事項

ア 区・児童相談所の体制整備

虐待死亡事例の検証報告書でも、児童相談所の虐待対応チームの児童福祉司の担当ケース数が平均48.3件と多いことが指摘されました。区こども家庭支援課の保健師、社会福祉職についても、既述のとおり、余裕はありません。

それぞれ、大幅な体制強化が必要ですが、本プロジェクトの発足は22年9月であり、検討結果を23年度の体制整備に十分には反映することができませんでした。

区の体制（保健師の増員や社会福祉職の対応強化）と、児童相談所の体制（児童福祉司・児童心理司の増員）については、引き続き検討し強化する必要があります。

【対策3】 組織的対応の強化

(1) 区福祉保健センターと児童相談所の役割（別紙：「役割について（案）」）

児童虐待対策における区の役割や児童相談所との関係があいまいであったことは、対策2で記載しました。

今回のヒアリングを通し、「区と児童相談所のどちらに通報していいかわからない」「通報したらどうなるのか（どういうサービス・措置権があるのか）わからない」といった声が多く聞かれました。また、18区それぞれにおける児童相談所との役割の整理には差異がある状況でした。

こうした状況を受け、本プロジェクトでは、区と児童相談所の虐待対応における、

5 対策3 組織的対応の強化

初動と継続支援についての「役割について（案）」を作成しました。今後は、各区の実情や体制強化の状況に合わせ、確定に向け、調整を行っていきます。

(2) 区福祉保健センターにおいて

ア 区における虐待対応のコーディネート機能の明確化

保護課、高齢障害支援課の社会福祉職は、家庭訪問や相談を通して、家庭の情報を把握しています。また、貧困や精神疾患等は虐待のリスク要因となりうることも指摘されており、日頃からの情報共有が重要です。

今後、こども家庭支援課を区における虐待対応のコーディネート役として位置づけたうえで、対象家庭の情報を共有し、連携を密にすることで、早期発見・早期対応に努め、幅広い支援を行っていきます。

※ 23年度は、現在、児童相談所と区こども家庭支援課で共有されている「進行管理台帳」について、保護課、高齢障害支援課等と共有し、かつ双方向の情報の交換をすすめます。これにより、情報の共有や適時の役割の明確化など、対象家庭に対する支援体制の強化を図ります。

また、児童相談所の「虐待対応・地域連携課」等が中心となって体系的な研修を行うことにより、不適切養育・虐待の発見のポイントや発見時の対応、見守りや支援の仕方についてのスキルアップを図ります。

イ 不適切養育・児童虐待に対する組織的進行管理

21年12月に起きた虐待死事件と、22年7月に起きた虐待による傷害事件の検証において、情報を共有して組織的に対応することができなかったことが、課題としてあげられています。また、プロジェクトによる検証のさなか、他都市から「支援の必要性がある」と連絡のあった転入家庭について、やはり情報が共有されず対応が遅れた事例がありました。

児童虐待について、組織的に対応することは、極めて重要な課題です。

そこで、定例の会議への事例の提出のルール化及び責任職の出席、通報ケースや転入ケースの係内での共有と早期の会議提出等を徹底します。

24年度には、次期福祉保健システムの稼動が予定されており、区と児童相談所が「進行管理会議」で使用する台帳（一覧表）をシステムで情報共有できるよう検討を進めます。

(3) 児童相談所において

ア 児童虐待対応における専門的な支援・指導体制の拡充（対策2-（1）-アと関連）

中央児童相談所に、担当ケースを持たず、現場の職員を研修や助言により専門的

5 対策3 組織的対応の強化

に支援・指導するための「虐待対応・地域連携課」を新設し5名を配置します。

この部門が4か所の児童相談所の虐待対応に関する専門的な支援を行うとともに、専門的な研修の企画と進行管理、児童相談所人材育成ビジョンの作成を行います。

イ 児童虐待に対する組織的な進行管理

児童相談所では、21年12月から、5段階の安全確認の頻度設定により、ケースの安全確認について進行管理を始めています。

今後は、本システムの有効活用に加え、通報時の受理会議への提出、年に4回程度実施される、区と児童相談所の「進行管理会議」で使用される台帳（一覧表）により、ケース情報や進捗等の組織的管理をさらに進めます。

(4) こども青少年局において

ア 庁内外の関係機関が相互に連携した児童虐待対策の推進（対策2－(5)－アと関連）

23年度、こども青少年局に新たに設置される「児童虐待・DV対策担当」を中心として、中央児童相談所に新設される「虐待対応・地域連携課」と連携し、区局を横断した対策を推進します。

イ 内部検証制度の確立

本市では、児童福祉法に基づき、20年に「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を設置しました。区や児童相談所が支援を行っていた子どもが重篤な虐待を受けた場合に検証を行うこととしています（これまでの検証例は、モデル検証事例を除き、21年12月の虐待死事件1件です）。

しかし、重篤な事例に陥らない事例についても、インシデント（ヒヤリハット）の考えに基づき内部検証し、18区及び4児童相談所で共有することで、再発防止を目指します。

事例の当事者ではない区や児童相談所の職員が中心となって行う事例に関わっていた担当者等へのヒアリングのほか、外部委員の視点や提言も必要と考え、上記検証委員会に内部検証結果を報告し意見を聴取する方向で検討します。さらに、支援や連携がうまくいった事例の分析やその結果の共有についても検討します。

23年度は、そうした体制づくりと対象事例の選定範囲等運用のルールづくりをすすめる、事例の検証とその結果の共有を行います。

(5) 学校において

各小学校に拡充配置される児童支援専任教諭と、4方面設置の学校教育事務所に配

5 対策3 組織的対応の強化 対策4 人材育成

置されるスクールソーシャルワーカー（対策2参照）が連携することにより、学校内部の養護教諭や担任との情報の共有や、専門的な支援・指導体制の強化を図ります。

（6）局の新設課を中心とした施策の進行管理と評価

こども青少年局に23年度新設する「児童虐待・DV対策担当」が中心となり、様々な対策の実施状況、進ちょく状況をチェックし、随時、必要な見直しを行います。

（7）23年度にさらに検討をすすめる事項

ア 専門的支援・指導体制の強化

区、児童相談所、学校をはじめ、関係職員に対し、組織的に専門的な支援や指導を行える体制について、引き続き検討を行います。

イ 安全確認ができない際の、法に基づいた積極的な介入や一時保護

子どもの命を守ることは、何よりも優先されるべきであり、これまで以上に安全確認が求められています。そのため、虐待のサインや生命にかかわるような危険を見逃すことのないよう、23年度に中央児童相談所に新設する「虐待対応・地域連携課」を中心に人材の育成をすすめます。

虐待が疑われるにも関わらず、子どもとの面接を拒否したり、鍵を開けないといった場合には、法律に基づき、立入調査や臨検・搜索、さらに一時保護といった強制的な介入を行います。

虐待通報や虐待事例への支援の進捗等について、組織的に共有するとともに、迅速かつ適切に一時保護等の判断を行うため、マニュアル等の見直しを検討します。

【対策4】 人材育成

（1）区福祉保健センター責任職への研修強化

区こども家庭支援課で虐待対応にあたるのは、主に保健師や社会福祉職等の専門職です。一方、責任職は事務職であることも多く、児童虐待や保健医療、社会福祉の経験や知識が少ない場合もあるという課題があります。

特に児童虐待においては、判断（安全確認、児童相談所への連絡、支援の時期等）の遅れや誤りが、重篤な被害を子どもにもたらしかねません。

また、専門職は多忙な状況に加え、緊急に対応を要する事案が高頻度で発生したり、対応の責任も重いいため、メンタル面のフォローやモチベーションの維持のためにも責任職の存在は重要です。

5 対策4 人材育成

責任職が、事例の課題を顕在化させ、支援方針を決め、支援していく課程での、マネジメント技術を養成することも必要です。

こうした現状を受け、23年度は、こども家庭支援課の責任職向けの研修を強化します。

(2) 区職員への研修強化

先に述べたように、こども家庭支援課の児童虐待対応は、区によって差があり、体制整備やスキルの蓄積も十分でないという課題があります。

特に、リスクアセスメントの研修、援助技術の習得、事例を見極める技術などの向上が期待されています。

このため、23年度以降は、専門職の責任職を増やすとともに、児童相談所と合わせ、虐待対応の技術向上のための研修を強化します。

(3) 児童相談所職員への研修強化

これまで、職員の経験年数に応じた階層別研修、状況に即したテーマ別研修、外部への派遣研修などを実施してきましたが、今後は、より一層、職員の専門性を高めていくために、性的虐待対応など高度な専門知識・援助技術に関する研修や事例検討等を実施します。

(4) 児童相談所人材育成ビジョンの策定

児童相談所の児童福祉司の平均在籍年数は3.4年となっており、体制の強化と合わせ、人材育成の重要性がさらに高まっています。

23年度は、「児童相談所人材育成ビジョン（虐待の他、非行や障害分野についても記載）」を作成し、人材育成による技術の向上を図ります。

(5) 関係機関の職員、地域の関係者への研修強化

これまでに述べてきたように、児童虐待への対応や、ハイリスク層からの移行防止には、多くの関係機関や地域の関係者がそれぞれの特徴を生かした役割を果たし、連携することが非常に重要です。

これまでも、こども青少年局や児童相談所を中心に、幼稚園や保育所、小学校の職員や医療機関、主任児童委員、民生委員・児童委員等に研修を実施してきました。人事異動や関係機関内の役員交替などもあることから、こうした研修については継続的に実施される必要があります。

今後は、こども青少年局に新設される「児童虐待・DV対策担当」と、中央児童相談所に新設される「虐待対応・地域連携課」を中心に、体系的な研修を企画し実施します。

5 対策4 人材育成 対策5 関係機関の相互の連携強化

23年度には、これまで児童相談所の新任職員向けに行われていた研修を、スクールソーシャルワーカーも対象とするなど、相互理解と市関係職員のレベルアップを図ります。

また、医療機関に対する虐待対応や発見のポイント等の研修も求められています。

さらに、虐待の未然防止、早期発見には、地域の協力が欠かせないことから、主任児童委員を中心に、民生委員・児童委員等に対する啓発や研修等を実施し、適時的確な情報提供により、地域で見守る体制づくりをこれまで以上に推進していきます。

(6) 23年度にさらに検討をすすめる事項

ア ジョブローテーションの検討・組織としての専門性の蓄積

児童相談所をはじめ、専門職の若年化や在籍期間の短期間化が課題として挙げられました。児童福祉分野における人材育成のためにジョブローテーションの検討や、人事異動を経ても水準の落ちることのない専門性の蓄積について、「児童虐待・DV対策担当」と中央児童相談所の「虐待対応・地域連携課」を中心に検討を続けます。

イ 医師への研修の実施

病院等へのヒアリングでも、医師に対する児童虐待に関する研修の希望、必要性が挙げられました。

今後、効果的な研修等の実施に向けて、「虐待対応・DV対策担当」を中心に、企画、調整を行います。

【対策5】 関係機関相互の連携強化

(1) 要保護児童対策地域協議会の活性化と活用

ア 個別ケース検討会議の積極的な活用

現在、横浜市の「要保護児童対策地域協議会」は、市の代表者が集まる「代表者会議」と、区域での「実務者会議」、個別事例の援助方針の検討を行う「個別ケース検討会議」の3層構造となっています。

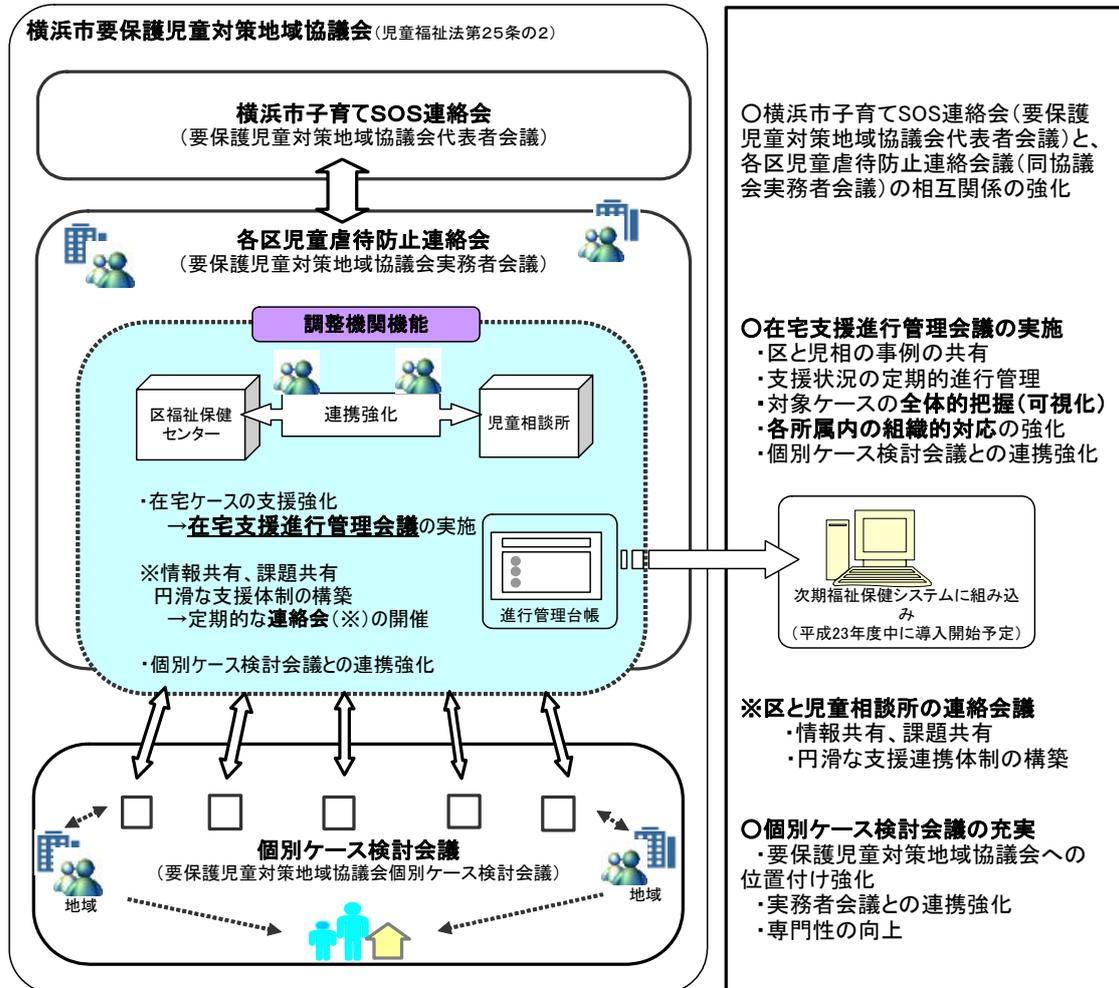
しかし、横浜市においては、1区当たりの人口が平均20万人と一般的な市レベルであり、その児童数、学校数等も同様の数を有しています。国が示す一般的な3層構造では、「実務者会議」は、区の関係機関の「代表者」が集まるものとなり、具体的な検討が難しいのが現実です。

このため、支援の漏れや判断の偏りがないように、「要保護児童対策地域協議会」の調整機関である区と児童相談所が、定期的な情報交換と役割の明確化を図る「進

5 対策5 関係機関の相互の連携強化

行管理会議」を平成21年度から導入しました。

今後、地域と連携して児童虐待対策をすすめるため、要保護児童対策地域協議会の活性化と、活用について、さらに検討していきます。



(2) 関係機関向け連絡・調整窓口の設置

相談件数の増加とともに、複雑な家族問題を抱えているなど、単一の機関では支援が困難な虐待事例も増えており、学校・保育所等の関係機関から「どのような機関と連携して支援すればいいのかわからない」、「複数機関によるカンファレンスの実施方法について教えてほしい」といった声が聞かれます。

関係機関からのこうした相談は、従来も児童相談所や区役所等が応えてきましたが、23年度は、中央児童相談所に新たに設置される「虐待対応・地域連携課」を関係機関向けの連絡・調整窓口として位置づけ、機関相互の連携促進や法的対応の円滑化など、虐待対応の充実を図ります。

5 対策5 関係機関の相互の連携強化

これにより、支援困難な虐待事例についても、関係機関が緊密に連携しながら、それぞれの役割を十分に発揮し、早期対応や再発防止をより一層推進します。

(3) 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の改訂

「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」は、関係機関向けの手引きとして、8年度に作成されました。以降、法改正等を受け、14年度、17年度、20年度と3回改訂されています。

23年度、プロジェクトの成果を踏まえ、再度改訂を行い、関係機関の連携強化を図ります。

<p>子どもの SOS 養育者の SOS に応えるために</p> <p>横浜市子ども虐待防止ハンドブック (平成20年度 改訂版)</p>  <p>横浜市</p>	<ul style="list-style-type: none">○横浜市子育てSOS連絡会（要保護児童対策地域協議会・代表者会議）が作成した関係機関向けのハンドブックで、直近では平成20年度に改訂されています（初版平成9年3月）。○虐待の要因や発見、初期対応のポイント、関係機関ごとの支援のポイント、実践事例、QAなどが記載されています。○平成20年度は、区、児童相談所をはじめ、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所（認可外含む）、小中学校、医療機関（21年度に歯科医師会にも）、警察、拠点等に合計16,000部配布しています。
---	--

(4) 「養育支援マニュアル」の改訂

「養育支援マニュアル」は、区子ども家庭支援課における、不適切養育・児童虐待対応のマニュアルで、養育支援の目的、妊娠期・乳幼児期・学童期といった各時期に応じた支援の内容、不適切養育の5段階分類と確認項目、養育支援ケースの進行管理のほか、医療機関、児童相談所との連携等について書かれています。

現在のマニュアルは20年に改訂されたものであり、虐待対策プロジェクトの検討結果も踏まえ、かつ、より具体的な内容にすることにより、18区の対応を均一化するため、23年度、改訂を行います。

(5) 「共有ランク」の作成

これまで、区及び児童相談所には、子どもや保護者の状況や養育環境から、不適切養育・児童虐待の程度を表す「ランク」がそれぞれにありました。それらは共通化・共有化はされておらず、また、学校等の関係機関については、そうしたランクの存在を知らないところも多くありました。

今回のプロジェクトやヒアリングで「共有ランク」の必要性が強く確認されました。

5 対策5 関係機関の相互の連携強化

そのため、プロジェクトの分野別検討会で、区と児童相談所の共有ランク案を作成しました。23年度以降、その共有ランクの試用から適用に向けての調整と、関係機関への周知を行い、市内の児童に関わる関係機関において、不適切養育・虐待の内容や世帯の状態、緊急度を表す「共有ランク」の共通言語化をはかります。

※ また、ランク表については、その世帯の抱えるリスクの程度のみならず、当該ランクで想定される具体的な支援の内容（メニュー）についても追記し、お互いの機能の理解と合わせた連携強化を図ります。

(6) 「定期的な情報提供（厚労省指針）」（*）に関する仕組みの制定

学校等と、市町村及び児童相談所との情報共有に関する標記指針が、厚生労働省・文部科学省から、22年3月、技術的助言として各自治体に示されました。

本プロジェクト分野別検討会にて、同指針をもとに、横浜市の実情に合わせた指針の案を作成しました。今後は、具体的な運用方法等を決定し、適切な情報共有の仕組みを作ります。

☆当面の対応

○ 事務量の増加が見込まれることから、学齢児の情報管理には、区における体制強化や社会福祉職の業務の見直しが必要です。現状でも緊急時の対応はなされていることから、必要な体制が整うまでは、進行管理会議（概ね3か月に1度）の際に、進行管理台帳掲載児童のうち必要な学齢児について、学校、区、児童相談所で情報の共有を行い、書面による定期的な情報交換が必要な児童の選定と頻度の設定（月に1回等）を行う方向で検討します。なお、国の指針にもある通り、「不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、児童から直接虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる・・・（中略）・・・等の虐待の兆候や状況の変化等を把握したとき」は、適宜適切な情報提供と通告をすることとします。

☆今後の方向性

○ 月に1回、進行管理台帳に載っている児童のうち、学齢児については、書面で、学校、区、児童相談所で情報を共有します。

○ また、学齢児について、指針に基づく情報共有の仕組みを作ったのち、その仕組みについて一定の評価、見直しを行い、さらに保育園等にも仕組みを拡大します。

5 対策5 関係機関の相互の連携強化

* 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針（平成22年3月24日）」について（概要）

（1）趣旨

平成22年に東京都江戸川区で発生した小学校1年生の虐待死事件において、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとされていることから、厚労省、文科省から出された地方自治法に基づく技術的助言

（2）対象とする児童

ア 市町村（本市では18区）が求める場合

要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児

イ 児童相談所が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等。

（3）定期的な情報提供の頻度・内容

ア 概ね1か月に1回を標準とする

イ 上記児童についての、対象機関の出欠状況、（欠席があった場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由。

ウ 市町村と児童相談所から、学校及び保育所に書面を送付し、書面にて学校等から報告を受ける。

（4）地域の実情に合わせた運用について

より実効性のある取組となるよう、情報交換の頻度、対象児童の範囲、情報提供の内容など、柔軟に設定することとされている。

（5）緊急時の対応

定期的な情報提供に期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童から虐待に関する証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化などを発見した場合には、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすることとされている。

（7）23年度さらに検討をすすめる事項

ア 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の活用による連携の推進

今後は、実務者会議を中学校区等で実施している区等について、調整機関や関係機関の事務量や効果の分析を行い、引き続き横浜により適した「要保護児童対策地域協議会」の在り方について検討を進めます。

いずれにしても、虐待対応は、その背景や必要な支援策が千差万別であり、関係機関が一堂に会し、情報交換や役割分担を行うことが重要です。このため、本市中

期4か年計画に位置付けたとおり、要保護児童対策地域協議会のうちの「個別ケース検討会議」をより頻回に行うことにより、関係機関同士の顔の見える関係を築き、より効果的な支援を行います。

【対策6】 社会的養護の推進

(1) 児童養護施設の整備

児童虐待事例の増加もあいまって、家庭で暮らすことができない子どもの数が増え、また、その入所期間も長期化している傾向があります。本市においても、児童養護施設は満員に近い状態で推移しており、その影響で、児童相談所の一時保護所で長期間過ごす児童もいます。

さらに、児童の抱える課題も複雑化しており、児童養護施設入所後に施設で不適応を起こし、入所先を変更する必要がある場合もありますが、その際にも児童養護施設や一時保護所に空きがなく、その支援がスムーズに行えないこともあります。

こうした状況を受け、横浜市では、平成21年度、50年ぶりに児童養護施設を新設しました。今後も、さらに「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」及び「中期4か年計画」に基づき整備をすすめます。

年 度		H18	H19	H20	H21	H22	H26
児童養護施設	定員数	386	386	386	446	466	(518)

※（ ）内の数字は、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」の目標数値

(2) 一時保護所の整備

市内4か所の児童相談所のうち、北部児童相談所には一時保護所が設置されていないため、一時保護を要する児童については、他の3か所の一時保護所で対応してきました。北部児童相談所から他の一時保護所までは距離が離れているため、移動に時間を要し、日常的に子どもと接する中で子どもの状態や気持ちをきめ細やかに把握し支援することが困難な状況がありました。

このため、北部児童相談所管内に一時保護所を整備します。また、施設が完成するまでの間、北部児童相談所内に幼児向けのスペースを確保し、一時保護を行います。

また、夏休みなど学校が長期間休みとなる時期は、虐待ハイリスク家庭の親子が毎日24時間一緒にいることにより、親子間の緊張関係が増大し、虐待へと発展する事例が多数あります。そうした家庭については、レスパイトを目的とした一時保護がひ

5 対策6 社会的養護の推進 対策7 広報啓発の強化

とつの有効な支援策ですが、現在、そうしたサービスを十分提供できているとは言えない状況です。さらに、既存の保護所においては、その構造面で、男女の生活空間の分離が不十分なところもあります。

今後、そうした観点を含めて、一時保護所のさらなる定員増と既存の一時保護所の改修について検討します。

年 度		H14 以前	H15	H16	H17	H19
一時保護所	定員数	30	45	69	84	131

(3) 横浜型児童家庭支援センターの推進

養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、既存の児童家庭支援センターが担ってきた相談機能に加え、短期預かり等必要なサービスをコーディネートするなど「手を差し伸べる機能」を拡充した「横浜型児童家庭支援センター」の設置をすすめています。

23年度は1か所増やし、計3か所に設置します。また、ショートステイやトワイライト機能を有する子育て短期支援事業を実施する施設を5か所に増やします。

(4) 23年度さらに検討をすすめる事項

「社会的養護」については、まだ一般的な認知度、理解度が高いとは言えず、地域も施設も含めた社会全体で見守る体制づくりは、社会全体として引き続きの課題です。

また、児童福祉法は原則として18歳未満を対象としており、例えば児童養護施設入所者も、高校卒業後は一人でアパート住まいをするなどの「自立」が求められます。施設入所者に限らず、様々な困難をかかえて育った18歳の若者が、現代社会において「自立」することは容易ではなく、引き続き、一定の支援が必要です。そうした支援を行う民間団体もでてきており、施設退所者、18歳以上の青少年への支援についても検討していく必要があります。

【対策7】 広報啓発の強化

(1) 公共交通機関での啓発

これまでも、「ストップこども虐待・よこはまキャンペーン」や広報よこはまの市版、区版等を中心に、市民向けの広報を行ってきました。市民向けの広報は、早期発見のみならず、虐待の知識や理解、子育てしやすい街づくりの一助となるため、継続

5 対策7 広報啓発の強化

していくことが重要です。

23年度は、より市民の皆様の目にふれる広報を行うため、バスや駅等での広報活動を実施します。

(2) 医療機関待合室等への啓発チラシや相談窓口案内の配布

医療機関には、様々な課題や悩みを抱えた保護者が訪れます。

待合室に相談機関の案内が必要との声が寄せられたことから、産科等の医療機関内での広報についても検討します。

(3) 子どもへの思春期教育や人権教育等

国の「子ども虐待による死亡事例等の検証報告（第6次）」によれば、心中以外の事例における19歳以下の母親の割合は7.9%となっており、生後間もなく遺棄された事例の動機をみると、「家族、職場、学校に知られたくなかった」「育児をする気がなかった」「病院で出産するためのお金がなかった」となっています。

このことから、国は、「性について正しい知識の普及を図るとともに、望まない妊娠や計画しない妊娠等に関する相談しやすい体制の整備と周知が必要」としています。

各区では「赤ちゃんふれあい体験」を通じた思春期教育や、「命の大切さ」などの学習に取り組んでいますが、23年は、区と学校が連携し、実施校の拡大や実施内容の充実を図ります。

(4) コンビニエンスストアや商店街など地域や民間企業との協働による啓発

虐待の予防、早期発見と支援には、市民の皆様の協力と地域での温かい見守りや声かけが必要です。

こうしたことから、本市では、21年度に、市内のコンビニエンスストア（約1,200店舗）のスタッフ向けの啓発チラシを配布しました。さらに、平成22年度においては、横浜市商店街総連合会の協力を得て、商店街の約13,000店舗に啓発チラシを配布しました。

また、広く市民に広報をするため、横浜・Fマリノスとの協働により、所属選手出演の啓発ビデオの日産スタジアムでの放映や、家具販売店「IKEA 港北」の協力により、来客者向けのチラシの配布やミニ講演会を実施しました。

今後もこうした啓発活動を継続します。

(5) 各区における「区づくり事業」の展開

各区で地域の実情に合わせ、虐待防止に向けた広報等を引き続き実施していきます。

* 巻末資料「平成23年度 各区における虐待防止の取組」

【対策8】 地域子育て支援事業の推進

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業の拡充

21年1月から始まった「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、地域の訪問員が訪問することにより、地域全体で子育て家庭を見守る風土づくりにつなげるとともに、相談窓口を案内することで早期の支援につなげる効果があり、ハイリスク世帯等の把握にも寄与しています。

今後は訪問率向上のため、保護者及び地域の方々に本事業の趣旨を十分に理解していただき、安心して訪問をうけられるよう、さらなる事業の周知を図ります。また、より喜ばれる訪問となるよう、訪問員の研修の充実を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点の整備と連携強化

地域子育て支援拠点は、17年度から養育者への支援と地域の子育て力を高めるため、各区に1か所の整備を進め、23年度中に18区全区の整備が完了します。

常設の親子の居場所を提供し、相談支援、情報提供を行うことで子育て不安の軽減・解消につなげています。各区に整備されたことにより、区内の子育て支援関係者相互のネットワークづくりを、連携の実践を通じて推進するとともに、要支援家庭については、区役所との連携を一層強化します。また、地域における人材育成や活動支援も大きな役割であり、当事者の参加も促しながら全ての子育て家庭への支援の裾野の拡大を図る必要があります。

23年度から子育てサポートシステムの区支部機能を地域子育て支援拠点で担うこととし、地域の方々の参画による預かりの仕組みと子育て家庭へアプローチする機能を有することで、機能強化を図るとともに、人材育成、ネットワークづくりの実践的な展開を推進します。

(3) 親と子のつどいの広場の拡充と一時預かりの拡充

親と子のつどいの広場は、週3日以上親子の居場所を提供し、相談支援、情報提供を行うことで、地域子育て支援拠点同様、保護者の孤立防止、子育て不安の解消のために大きな役割を果たしています。

今後は、週3日以上開設する親と子の居場所（親と子のつどいの広場、保育所子育て広場など）を中学校区程度に整備を進めることとしており、平成23年度は、新たに5か所増やします（中期計画：20か所増）

また、22年度から利用し慣れた親と子のつどいの広場で一時預かりを開始し、養育者のレスパイト機能を担うほか、利用者同士の預かりあいにつながるなど子育て支援の広がりにも寄与しています。今後も一時預かり実施の拡充を検討していきます。

5 対策8 地域の子育て支援の推進

(4) 保育所子育てひろば

保育所の園庭や園舎を活用して、親子の居場所を提供し、情報提供を行うほか、保育士が専門性を生かして相談支援を行うことで育児を支援し、子育て不安の解消を図っています。(育児支援センター園24園、私立常設園9園、非常設園186園)

今後は、常設園の整備を進めることとしており、23年度は私立保育所で、新たに3か所増やします。

(5) 子育てサポートシステムの機能強化

子育てサポートシステムは、提供会員と利用会員の登録により、地域住民相互の援助活動として、会員間の契約に基づき有料(800~900円/時間)での預かり等を行っています。

利用会員のニーズの把握と利用会員と提供会員の的確なコーディネート、提供会員の開拓、育成などを強化するため、区支部機能を地域子育て支援拠点の機能として、順次移行していきます。(22年度はモデル事業として港北区を移管。23年度は、中、磯子、金沢、緑の4区が移管予定)

子どもの預かり、養育者のレスパイトや送迎等幅広い子育て支援としての期待は大きく、今後は要支援家庭のニーズへの対応も視野に入れ、提供会員の開拓、人材育成、利用しやすい仕組みづくりなどの課題の検討を進めていきます。

(6) 乳幼児一時預かり事業の拡充

乳幼児一時預かり事業は、認可外保育施設を活用して理由を問わず利用でき、特に養育者のリフレッシュ等のために必要なときに子どもを預けられる仕組みとして、20年度からパイロット事業として開始しました。

その後、利用料金の引き下げ(800円/時間→500円/時間→300円/時間)、開設保育時間の拡充(6時間→8時間又は11時間)、事業者数の拡大などを行い、事業の拡充を図ってきました。年々、利用理由としてリフレッシュの割合が増加しており、養育者のレスパイト機能として、定着してきていると思われます。

今後も一時預かりの選択肢拡大を目指して、事業者の拡充等に努めます。

(7) 放課後3事業による地域での見守り強化

放課後事業(放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ)は、長時間子どもと過ごすため、その身体的状況や様子から、虐待の発見の機会が多いと考えられます。23年度は、共有ランクや虐待防止ハンドブック等を利用した、虐待発見のポイントや発見時の対応方法の周知を行います。

また、主たる連携窓口である学校の体制強化を行うとともに(児童支援専任教諭の拡充配置等)、地域及び区との連携の強化のために、要保護児童対策地域協議会との連携をすすめます。

⑥ さらなる虐待対策の充実に向けて

6 さらなる虐待対策の充実に向けて

これまで述べてきた対策の中には、体制の強化や課題の分析の継続、現状の推移の観察を要するものもあります。

ここでは今後の目指すべき方向性について提言を行い、その実施に向けては財政上の問題と合わせ、関係局区で引き続きの検討を行うこととします。

(1) 区における虐待対応の体制整備

【目指すべき姿】

地域の情報を多く持っており、また、市民にとってもっとも身近な相談窓口である区福祉保健センターにおいて、現在保健師が中心となっていて行っている予防的な地域活動や、育児支援・養育支援に加え、

ア 虐待通報の一次的な受付、対応窓口となる

イ 分離や専門的な判定等を要しない虐待世帯については区でコーディネートを行う。分離が必要等、重度なケースについては、児童相談所に相談し引き継ぐことが望ましいと考えます。

【そのための課題】

ア こども家庭支援課職員（保健師・心理職）の増員による体制強化が必要

現状では、緊急時に動ける体制がありません。また、乳幼児健康診査やその後の経過健診や相談、両親教室等の定型的業務が多く、家庭訪問や、カンファレンスに十分な時間がとれていません。

イ こども家庭支援課の社会福祉職の業務の整理が必要

現状では、保育所の入所管理業務や児童扶養手当事務等に追われ、家庭訪問やカンファレンス、マネジメントの時間がほとんどとれていません。社会福祉職の大幅増員ないしは、現在社会福祉職が担っている業務の整理（事務職への転換、事務委託等）を行うことが必要です。

ウ 専門性の向上が必要

保健師及び社会福祉職は、多くの業務を抱えています。また、運営責任職である課長・係長が福祉や保健の専門家ではないことが多い現状もあります。その中で虐待に関する技術向上を図るためには、専任職の活用を含めた人材育成と、児童虐待に特化した研修等の充実が必須です。

(2) 児童相談所の抱えている課題と方向性

【目指すべき姿】

児童虐待対応の最前線として児童相談所が果たすべき役割はたいへん大きなものがあります。その役割を果たすために必要な対策については、これまでの章で多く

⑥ さらなる虐待対策の充実に向けて

触れてきましたが、他にも多くの課題が残されています。今後も引き続き、中央児童相談所に新設される「虐待対応・地域連携課」を中心に、下記の課題について検討をすすめ、虐待対策を推進します。

【主な課題】

ア 区と児童相談所のさらなる連携強化

組織と組織の間にはどのようにしても埋まらない隙間が生じてしまいます。その隙間は児童虐待にとって大きな落とし穴となります。隙間を作らないため、今後区こども家庭支援課と児童相談所は、さらに一段上の情報共有や連携を目指さなければなりません。

例えば、区こども家庭支援課スタッフを児童相談所との兼務とすることで、児童相談所の情報や判断に直接アクセスすることが可能とする等の仕組みづくりの検討も必要です。

イ 非行問題への取組の充実

児童相談所は、児童虐待のほかにも非行や障害など子どもの成長を支援する役割を持っており、寄せられる相談には責任を持って対応していく必要があります。しかし児童虐待に手を取られるあまりに、非行問題に対する取組みが低下している現状があります。

非行問題を起こす子どもの多くが被虐待体験を持っているといわれています。児童虐待の延長線にある非行問題にも、児童相談所は責任をもって取組んでいかなければなりません。

経験年数の少ない職員でも非行問題に対応できるようにするため、活用しやすい支援メニューの開発と実践的な非行問題対応マニュアルの作成等を進める必要があります。

ウ 若者の自立支援

対策6の「(4) 23年度さらに検討をすすめる事項」でも触れましたが、児童相談所が対象とする子どもは18歳未満です。虐待等の理由で施設に入所した児童は高校を卒業したのち、児童相談所等の支援を離れ自立することが求められます。親族等による支援も受けられない子どもも多く、安心して社会に送り出すための仕組みづくりが必要ですが、児童福祉の枠組みの中では限界があります。

今後は近年推進されてきている若者支援施策と連携した仕組みを作る等の検討を行っていく必要があります。

⑥ さらなる虐待対策の充実に向けて

(3) 学校等教育機関の抱えている課題と方向性

【目指すべき姿】

学校が目指すべき目標は「保護者と子どもの関係を支えること」です。そのためには次のような姿が必要です。

- ア 虐待の早期発見、早期対応ができる教職員集団
- イ 保護者と子どもの関係を支えることのできる対応力を備えた教職員
- ウ 虐待を受けた子どもの保護・自立支援に向けて関係機関との連携を図れる組織

【そのための課題】

ア 関係機関との連携強化

学校と区、児童相談所との情報共有が十分ではありません。学校と他機関との連携を図っていく組織の充実、人材の確保が今後とも必要です。

イ 教職員研修の充実を図る必要がある

虐待という視点から子どもの状況を見つめ、効果的な支援をすることが十分できてはいません。教職員研修を充実させ、早期発見をするための技術、子どもや家庭への対応力をつけていくことが必要です。

ウ 虐待の世代間連鎖を防ぐための教育活動及び連携の強化を図る必要がある

教科学習や人権教育等を通し、自尊感情の育成や子どもを生み育てることの意義などについての学びを深めるとともに関係機関と連携した赤ちゃん触れ合い体験活動などを豊かに行うことが必要です。

<プロジェクト開催経過>

第1回	平成 22 年 9 月 1 日	第 8 回	平成 22 年 12 月 17 日
第2回	平成 22 年 9 月 17 日	第 9 回	平成 23 年 1 月 14 日
第3回	平成 22 年 10 月 14 日	第 10 回	平成 23 年 1 月 28 日
第4回	平成 22 年 10 月 29 日	第 11 回	平成 23 年 2 月 18 日
第5回	平成 22 年 11 月 5 日	第 12 回	平成 23 年 3 月 4 日
第6回	平成 22 年 11 月 19 日	第 13 回	平成 23 年 3 月 18 日
第7回	平成 22 年 12 月 5 日	第 14 回	平成 23 年 3 月 25 日

<分野別検討会開催経過>

- ① 区と児童相談所との連携について
平成 22 年 12 月 17 日以降 計 3 回開催
- ② 学齢児の支援について
平成 22 年 12 月 20 日以降 計 4 回開催
- ③ 共有ランクの検討について
平成 22 年 12 月 20 日以降 計 6 回開催

<プロジェクトメンバー名簿>

	職 名	氏 名
1	こども青少年局長	鯉淵 信也
2	こども青少年局こども福祉保健部長	鈴木 紀之
3	鶴見区福祉保健センター福祉保健課長	斎藤 功
4	港北区福祉保健センターこども家庭支援課長	本間 睦
5	瀬谷区福祉保健センターこども家庭支援課長	近藤 政代
6	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課 こども家庭支援担当係長	佐藤 一
7	都市経営局都市経営推進部都市経営推進課長	宮本 正彦
8	こども青少年局総務部総務課長	片岡 暁
9	こども青少年局総務部企画調整課長	井尻 靖
10	こども青少年局青少年部放課後児童育成課長	池田 一彦
11	こども青少年局子育て支援部子育て支援課長	田中 博章
12	こども青少年局子育て支援部保育運営課長	守屋 龍一
13	こども青少年局西部児童相談所長	中澤 智
14	こども青少年局中央児童相談所支援課 家庭支援担当係長	武田 玲子
15	こども青少年局西部児童相談所相談指導担当係長	蠣崎 吉宏
16	こども青少年局南部児童相談所家庭支援担当係長	原 彰彦
17	こども青少年局北部児童相談所相談調整係長	岡 聰志
18	健康福祉局生活福祉部保護課長	巻口 徹
19	健康福祉局障害福祉部障害企画課長	細野 博嗣
20	教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課長	齋藤 宗明
21	教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課 首席指導主事	石井 博

＜分野別検討会名簿＞①区と児童相談所の連携

	職 名	氏 名
1	港北区福祉保健センターこども家庭支援課長	本間 睦
2	瀬谷区福祉保健センターこども家庭支援課長	近藤 政代
3	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課 こども家庭支援担当係長	佐藤 一
4	こども青少年局北部児童相談所相談調整係長	岡 聰志
5	健康福祉局生活福祉部保護課長	巻口 徹
6	健康福祉局障害福祉部障害企画課長	細野 博嗣
拡大メンバー		
7	神奈川区福祉保健センター保護課保護係長	越川 健一
8	こども青少年局西部部児童相談所支援係長	吉沢 賢治
9	こども青少年局北部児童相談所支援係長	川尻 基晴
10	健康福祉局生活福祉部保護課保護係長	鈴木 茂久

＜分野別検討会名簿＞②学齢児支援

	職 名	氏 名
1	港北区福祉保健センターこども家庭支援課長	本間 睦
2	瀬谷区福祉保健センターこども家庭支援課長	近藤 政代
3	こども青少年局子育て支援部子育て支援課長	田中 博章
4	こども青少年局南部児童相談所家庭支援担当係長	原 彰彦
5	教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課 首席指導主事	石井 博
拡大メンバー		
6	都筑区福祉保健センターこども家庭支援課専任職	高村 千恵子
7	泉区福祉保健センターこども家庭支援課専任職	丹羽 喜代子
8	教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課担当課長	長谷川 祐子
9	教育委員会南部教育事務所指導主事	半澤 俊和

＜分野別検討会名簿＞③共有ランク

	職 名	氏 名
1	こども青少年局中央児童相談所家庭支援担当係長	武田 玲子
2	こども青少年局西部児童相談所相談指導担当係長	蠣崎 吉宏
拡大メンバー		
3	南区福祉保健センターこども家庭支援課長	比嘉 規之
4	泉区福祉保健センターこども家庭支援課長	多田 真理子
5	こども青少年局西部児童相談所家庭支援担当係長	木村 美貴子
6	こども青少年局南部児童相談所相談調整係長	鈴木 栄子

＜プロジェクト事務局名簿＞

	職 名	氏 名
1	こども青少年局中央児童相談所長	勝澤 昭
2	こども青少年局中央児童相談所副所長	杉山 雅之
3	こども青少年局中央児童相談所担当部長(医務担当課長)	金井 剛
4	こども青少年局中央児童相談所庶務係長	上原 嘉明
5	こども青少年局中央児童相談所相談調整係長	清水 孝教
6	こども青少年局こども家庭課長	阿部 隆康
7	こども青少年局こども家庭課親子保健担当課長	中西 美和子
8	こども青少年局こども家庭課児童虐待防止担当係長	袴田 一範
9	こども青少年局こども家庭課親子保健係長	丹野 久美

＜ヒアリング先一覧＞

幼稚園（2園）、保育園（2園）、小学校（2校）、中学校（2校）、放課後事業、地域子育て支援拠点（4か所）、青少年相談センター、青少年指導員、主任児童委員（2区）、医療機関（4院：小児科医・児童精神科医・産科医・看護師・医療ソーシャルワーカー）、子どもの虹情報研修センター、警察、児童養護施設、乳児院、児童相談所（4児童相談所、医師・嘱託弁護士含む）、区福祉保健センターこども家庭支援課職員（4区：保健師、助産師、社会福祉職、責任職）、区福祉保健センター生活保護課（18区）

<23年度の各区の取組>

	事業名	事業内容	新規/拡充
鶴見	育児支援教室	親子15組程度の小集団で、臨床心理士を交えたグループミーティングなどのプログラムを通じて育児不安の軽減を図ります。 <年三回コース、一コース12回。>	継続
	担い手の育成とスキルアップ	絵本広場、食育、子育て支援者(居場所)を実施する担い手の研修事業等	継続
神奈川	児童虐待予防対策事業	年々増加する児童虐待を防止するため、講演会や地区別連携会議を実施	継続
	親教育プログラム	親が育児のノウハウを具体的に学べる講座を開催	新規
西	DV・児童虐待心理相談(カウンセリング)	DV・児童虐待被害者の心のケアのため、月1回カウンセリングを開催	新規
	西区子どもを育てる地域連絡会	区内の子どもに関係する機関・団体による「西区子どもを育てる地域連絡会」を年3回開催し、虐待防止・子育て支援の研修会・連絡会の開催により関係団体のネットワークを図る。	継続
中	保育園で子育て応援事業	保育園を活用した体験プログラムと育児支援ルームの運営により、育児支援と地域の親子が集える場所づくりを行います。	継続
	グラマ保育園事業	自宅から徒歩圏の保育園を実家のようにいつでも安心して利用できるシステム。一時保育など希望するメニューがいつでも利用できることで、待機児の解消にもつながります。	新規
	保育所入所円滑化事業	「中区保育所入所のしおり」および「頼れる保育所選び」(新規)を作成し、保育所を申し込む保護者に本当に欲しい保育所情報を提示します。	拡充
	多文化子育て情報発信事業	乳幼児健診に中国語通訳を配置し安心して受診できるように工夫します。また、通訳による電話での受診勧奨もあわせて実施し、不適切な養育を予防します。さらに子育て情報を5日程度で英語、中国語に翻訳し即時性のある情報を提供します。	新規
	ささえつながれ安心子育て事業	乳幼児健診未受診者に代表されるような、こどもにとって必要な支援を受けず養育実態が全くつかめない家族に対して、希望がなくても専門職による積極的な訪問支援を行い、虐待予防や虐待の早期発見を図ります。	新規
	子育て・親育ち応援事業	妊娠期をスタートとした親育ち、子育てのための事業を総合的に展開することにより、養育者の育児力向上、こどもの健やかな成長を支援します。	継続
	【“親と子”共に育ちあう子育て応援事業】 親育ちサポート・カウンセリング事業(新設)	保健師が把握した不適切養育ケースから、自分の育児のつまづきの原因を解き明かし、自らが問題解決に向かうことをサポートします。専門カウンセラーを雇用し個別面接を実施し、カウンセラーと保健師が協力して養育支援を行います。<24回>	新規
南	【“親と子”共に育ちあう子育て応援事業】 1歳児とその親に対する育児教室	養育不安や、親子関係で不安のある子どもを持つ親を対象に、子どもへの接し方を毎月1回教えます。親子同時の集団指導を通じて、良好な親子関係の構築を手助けします。<11回>	継続
	【“親と子”共に育ちあう子育て応援事業】 子育て啓発	子育てに関する相談を促すためのリーフレットを作成します。(2カ国語の翻訳版も作成します) 不安や悩みを抱えず、早期に相談につながることで虐待の早期発見・予防につなげます。	継続
	【“親と子”共に育ちあう子育て応援事業】 虐待防止学習会	児童相談所とも連携を図りながら、地域の方を対象として、地区単位で虐待防止学習会を開催します。 民生委員、主任児童委員や地域住民に広く虐待防止に関する啓発を目的とした講演会を開催します。	継続
港南谷	事例検討会	要支援ケースの処遇について講師を招いて検討し、適切なケース対応につなげていく。	新規
	保育園体験プログラム	保育園体験を通じて、育児の悩みの軽減、他の子との違いなどに気づいてもらい、虐待防止につなげる。	継続
保土ヶ谷	個別相談	発達に課題のある子の個別相談を行う。南部療育センターの相談の待ち時間緩和と療育センターにつなげるステップとする。	継続
	こどもを守ろう! 虐待防止ネットワーク事業	《児童虐待防止区民啓発事業》 児童虐待の予防と早期発見及び地域の見守り体制づくりを目的に、啓発チラシ・マグネットの全戸配布、商店会等の協力を得たオレンジリボンの普及活動など、様々な機会を捉えて区民への啓発事業を実施します。	拡充
		《親子のSOS支援のための地域学習会の実施》 6つの地域ケアプラザエリアごとに、養育者を対象に子育てに関する学習会を開催し、育児不安の解消や地域での孤立予防を図り、育児支援を行います。それにより不適切な養育の予防を行います。また、地域ケアプラザと協働で事業を行うことにより、地域ケアプラザの子育て支援機能のレベルアップを図ります。(6地域ケアプラザ×年1回=年6回)	
		《児童虐待防止連絡会》 学校・病院・医師会・警察・児童相談所・民生児童委員など地域専門機関との連携強化を目的とした連絡会を実施します(年3回)。また、内1回は拡大連絡会として、児童相談所と協働し、地域の支援者を対象とした「児童虐待予防学習会」を開催します。	
	《地域子育て支援連絡会》 地域子育て支援拠点と協働で年3回連絡会を実施します。		
旭	すくすく子育て・親育ち応援事業	<養育支援のための基盤整備事業> 虐待予防教室の事業の質の向上を目指し、対象者の基準を明確化し、支援の必要なケースが継続的に参加出来るように、教室の運営内容の充実をはかります。	新規

磯子	授乳時不安解消事業	授乳時に不安を抱える母親が増加しているが、これを要因とする虐待の未然防止のために、雇用助産師による相談を実施。(年12回)	継続
	乳幼児健全育成事業	養育者の育児不安が多様化している中で、雇用の臨床心理士が乳幼児と母親の関わり方を心理面から評価し、より健全な母子関係が築けるように支援する。	継続
	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止対策を推進するために、「磯子区児童虐待防止対策連絡会」委員向け研修及び一般区民向け啓発活動を実施することで地域における虐待防止意識の醸成を図る。	新規
金沢	【地域子育てネットワーク事業】 健やか子育て連絡会	地域・関係機関団体・ボランティア団体等の子育て支援に携わる人たちの連携や活動の活性化を図り、養育者の育児不安の軽減を図ります。	継続
	【地域子育てネットワーク事業】 公園遊びサポート事業	区内の公園に公園遊びサポーターを派遣し、養育者同士の交流の手助けをし孤立化を防ぐとともに親子の遊びのヒントを提供します。	継続
	【地域子育てネットワーク事業】 地域ネットワーク推進事業	さまざまな子育て支援活動の情報を届きやすい環境を作り、孤立化を防ぎます。	継続
	【子育て応援事業】	養育者の孤立感や育児不安を軽減し、児童虐待などの問題を予防するため、様々な子育て支援事業を実施します。 ・子育て情報提供 ・土曜日両親教室 ・母乳育児相談 ・地域育児教室 ・育児サークル支援	継続
港北	先輩ママによる元気っ子	区内在住の看護職有資格者(先輩ママ)が、訪問等により地域と子育て家庭との結びつき	拡充
	障がい児の子育て支援	重度心身障がい児の交流会、軽度発達障がい児の専門相談、地域の子育て支援に関わる人への研修を実施します。	継続
	虐待リスクのある親支援	虐待のリスクのあるケースについて、定期的カンファレンスと地域の子育て支援者スキルアップのための研修を行います。	継続
	双胎児・多胎児の育児支援	育児不安を抱えやすい双胎・多胎児の養育者を対象に、2会場で育児教室を実施します。	継続
緑	児童虐待予防対策事業	地域団体の活動や人材を活用して、児童虐待を防止します。 (1)既存地域団体の組織や人材を生かし、情報の共有や見守りを中心とした地域活動を行っていきます。 (2)不適切養育や児童虐待の対応の困難性は高く、外部専門家(区医師会を含む)によるサポートやカンファレンス等における具体的に適切な指導等を取り入れます。	新規
	みどり安心子育てネットワーク事業	孤立した子育てを防ぐため、 ①HP、ルマガ、紙媒体、区での映像放映による子育て支援情報発信の強化 ②地域育児支援ネットワークの推進(赤ちゃん教室、多胎児支援、障害児支援) ③地域での子育て支援活動育成支援 (地域育児支援活動への助成、団体同士をつなぐフォーラムの実施)	新規
	ママのハートバランス事業	①養育者の個別心理相談<年7回14枠> ②区職員、地域支援者向けの医師・心理職等によるスーパーバイズ、研修会等の実施	継続
	ほっとホームステイ・サポート事業	保護者の病気・出産・育児疲れ等により、一時的に子どもを預かって欲しいとき、地域のホス	継続
青葉	あんしん子育て応援事業	休日両親教室の実施 歯の健康教育の実施 中学生を対象に命の大切さを伝える赤ちゃんとのふれあい事業を実施	継続
	地域子育て連絡会	子育て支援関係者による連絡会を区内12地域で開催。各地域で1回は、児童虐待防止連絡会に位置づけて、役割確認や事例検討などを実施。<年12回>	継続
	にこにこ子育て親子交流	育児に不安を持つ養育者と発達障害などの子どもを対象に、育児力の向上、心身の健康保持・増強を図るため、グループ交流や学習、遊びの場を実施。<年60回>	継続
	公開講座	学齢期を含む子育て中の家庭を対象に、専門の講師による講座を実施。<年3回>	継続
都筑	養育支援親子訪問	通称「コアラ訪問員」が、Eランクの家庭を訪問し、支援を実施。<年180回>	継続
	育児不安を抱える養育者への支援	集団支援であるカンガルー広場では、専門家によるアドバイスや親子遊びを通して子どもへの向き合い方を学びます。 また個別支援であるコアラの相談では、育児に対する養育者の悩みや現在の心情を傾聴し、助言を行いません。	継続
	養育支援訪問事業(E訪問事業)	養育意欲はあるが、養育に上手く対応できていない養育者に対して、家庭訪問し、継続的な養育支援を行ない、児童虐待を予防します。	継続
	関係者の人材育成	区役所職員を始め養育支援に関わる関係機関職種が適切な支援を行なうためのスキルアップを図るため、虐待予防に関するリスクアセスメント研修等を行いません。	継続
戸塚	子育て準備応援事業	虐待を未然に防げるよう、妊娠期の母親に対して保育園で保育士等からの保育指導や保育の様子を体験してもらい、育児不安の解消を図ります。	新規
	親子ヒーリングルーム	育児不安を抱える養育者に対し個別カウンセリングを実施し、虐待への予防を行います。また、児の発達・情緒等について保育観察・心理士による子どもの発達支援を行います。	継続
	「サポート連絡会」 児童虐待関係連絡会・育児相談関係機関連絡会・DV関係機関連絡会	区をブロックに分け、地域への啓発活動を展開します。地域へ虐待防止、早期発見等の広報活動を行います。	拡充

栄	にこにこ公園隊(地域子育て応援事業)	子育て支援の一環として幼児期の外遊びを行うことで、養育者の育児不安・ストレスの軽減、子どもの発達に合った関わりへの支援を行うことを目的に、未就園児とその親を対象に公園遊びの支援を行う。<年7回>	継続
	ヤングママの会(養育者支援事業)	20歳前後の母親が集う場を提供し、若い母親の子育てを支援する。<年11回>	継続
	ふたごみつごの会(養育者支援事業)	多胎児を養育中の母親の育児を支援する。<年11回>	継続
	養育支援訪問事業	現状では虐待は見られないが、養育にうまく対応できていない養育者等を家庭訪問し、支援につなげるとともに、児童虐待を予防する。	新規
	養育者メンタルヘルス相談(養育者不安解消事業)	母子訪問指導時に問診表(EPDS:産後うつ状況の自己評価票)により、産後の精神状態の的確な把握を行う。また、育児不安を強く訴える養育者を対象に、カウンセラーによる相談を実施する。<年24回>	継続
	リラクセス教室(養育者不安解消事業)	育児不安を持つ母親を対象に、グループワークやベビーマッサージ、個別相談、母へのリラクゼーションを行う。<年12回>	継続
泉	不登校児の親支援	不登校児の養育者が子どもの関り方やピアカウンセリングなどで学びつつ、個別的な課題に対しては教育相談員等がアドバイスを行ないます。(毎月1回)	継続 (臨床心理士の派遣を終了)
	虐待地域関係機関ネットワーク事業	児童相談所と連携しよう保護児童対策地域協議会実務者会議を実施し地域関係者の虐待への理解を深めます。(年2回)	継続 (講師謝金の終了)
	早期養育支援事業	既存の母子訪問事業時に併せて区独自の養育チェックシートを通じて母親の心理状態のきめ細かな把握を早期に行なうことができ児童虐待の予防につなげます。	継続
	発達障がい児の親支援事業(ペアレントサポート)	発達障害と診断された子の養育者を対象に障害の受容や仲間づくりを支援し育児不安の軽減や虐待の予防を図ります。	継続 (心理職を10回から減)
	発達障がい児サポート連絡会等支援事業	発達障がい児や家族が地域や集団の中で安心して生活ができるように地域の関係者が主体となったサポート体制の仕組みづくりを推進します。 ①サポート連絡会 区民を対象にした発達障がいの理解を深める学習会(年1回) ②サポートセミナー 発達障がい児・養育者を支援する関係機関の方を対象とした学集会(年1回)	継続
瀬谷	母親のためのカウンセリング事業	複数の問題が背景にあり養育不安が強い母に対して、自らが抱える問題解決の方向性を考える場を提供するとともに、支援者が今後の支援に役立てることを目的に、臨床心理士による個別カウンセリングを実施。<年24回>	継続
	個別支援検討事業	スーパーバイザーとして弁護士又は精神科医師を配置し、要保護児童対策地域協議会の個別支援検討会議を実施。<年12回>	拡充
	ファミリー自立支援事業	親の育児不安を軽減し、エンパワーメントにつながる親支援を目的に、10代の若年の母親及び双子を養育している母親を対象に話し合いや交流会を実施。<年14回>	拡充
	支えあい家族支援事業	生活困難かつ養育困難な子育て家庭への親子の自立支援を目的に、こどもの生活塾を設置し、①生活相談 ②こどもの生活体験の場の提供 ③こどもへの学習支援 ④家庭へ生活アシスタントを派遣。事業は法人に委託して実施。	拡充

<児童虐待対策プロジェクト設置要綱>

(設置目的)

第1条 本市における児童虐待対策のあり方を総合的に検討し、具体的な施策に反映させるため、横浜市児童虐待対策プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 児童虐待対策の強化を図るため、次の事項について具体的な方策を検討する。

- (1) 発生予防策の推進
- (2) 早期発見・早期対応の徹底
- (3) 児童の保護・支援、保護者支援（再発防止策）の充実
- (4) 関係機関の連携強化
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 区福祉保健センター関係課職員
- (2) 都市経営局関係課職員
- (3) こども青少年局関係課職員
- (4) こども青少年局児童相談所職員
- (5) 健康福祉局関係課職員
- (6) 教育委員会事務局関係職員
- (7) その他横浜市職員のうち市長が適当と認める者

(プロジェクトの運営)

第4条 プロジェクトの円滑な運営のために座長を置く。

- 2 座長は、前条に掲げる者の中から互選により定める。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名するプロジェクトの構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、座長が招集する。

- 2 プロジェクトの会議は、必要に応じ、会議の議事に関する職員及び市民に、会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。

(資料編)

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課及び中央児童相談所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。



オレンジリボンは、子ども虐待防止のシンボルマークです

横浜市児童虐待対策プロジェクト報告書

発行 平成 23 年 3 月

横浜市児童虐待対策プロジェクト

事務局：横浜市こども青少年局こども家庭課

横浜市中央児童相談所

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

Tel. 045-671-4288

<当面の対応>

	初 動	継続支援	要検討事項
	「初動対応」とは、主に住民票情報や、関係機関への調査、および48時間以内を目途とした児童の目視確認(家庭訪問、通園・通学先訪問等)、現地調査(特定できない場合含む)等を指す。特に、児童が受傷している場合は、緊急で目視確認を行うことを原則とする。	主に進行管理台帳にのっているケース(区:A~Dランク、児童相談所:在宅の虐待「認定」ケース)について、下記の分担に基づいて、支援の主担当(コーディネート役)となる。(注)	
区福C	<p>原則として</p> <p>①区に通報が入った場合で、区が関わっている児童について、初動対応をする。</p> <p>②児童相談所に通報が入った場合で、区で関わっている児童について、初動対応をする。</p> <p>・第1報の時点で緊急度が高く、一時保護等が必要と見込まれるものについては、その時点で児相に連絡し、対応を協議する(同行訪問・児相単独対応等)</p> <p>・区の間わりのない児童であっても、受傷等虐待の状況や、頻度、児童や保護者の様子等については、十分に聞きとる。</p> <p>・必要に応じて、児相と協議してランク付けをし、主担当を振り分ける。</p> <p>【区が関わっているケースとは】</p> <p>・乳幼児健康診査を受診し継続支援となっている場合等</p> <p>・認可保育所に入っている場合</p> <p>・生活保護を受給している場合</p> <p>・家族にMSWや高齢者支援担当が関わっている場合</p>	<p>原則として、</p> <p>①CDランクの児童</p> <p>②Eランクの児童</p> <p>③上記によらず、進行管理会議で区を主担当とした児童</p> <p>・一時保護の可能性が低く、家庭訪問や安全確認ができる、「未就学児」ケースで、</p> <p>ア 保健師や育児家庭支援訪問員等の継続的な訪問が望ましいもの</p> <p>イ 保育所等の関係機関と1~3か月に1回程度、情報共有と確認のための連絡を行い、その後、終結(必要時、通報や相談を受けて対応)が見込まれるケース。</p>	<p>●ランクは修正・作成が前提</p> <p>●児相の初動体制の強化</p> <p>●区の継続支援体制の強化(保育所事務の整理等)</p> <p>●職員のレベルアップ(特に区)(区職員の児相援助方針会議への参加や児相での実務研修、あるいは、児相との同行訪問のルール化)</p>
児相	<p>原則として</p> <p>①上記①②以外の場合について、初動の対応をする。</p> <p>・ランク付けをし、主担当を区か児童相談所に振り分ける。</p> <p>・区では閉庁時の通報受付体制を(今後も当面は)もたないため、閉庁時にホットラインに受電があった際の緊急対応は児相が行う。</p> <p>・閉庁時に入った通報で、開庁時にさらに調査が必要なものや、(夜間休日の間の対応を必要とせず)区の間わりがあることが把握できたもの等について、区に調査を依頼することも含める。</p>	<p>原則として、</p> <p>①ABランクの児童等</p> <p>児童相談所の福祉司指導等を要するケース、及び進行管理台帳に載らない虐待事例(入所等措置ケース等)を想定。</p>	
備考	<p>・区及び児童相談所において、訪問や調査に十分な体制がとれない場合は、適宜協議し、同行訪問(区の保健師と児相の虐待対応チーム等)を含めた対応を行う。</p> <p>・児童相談所がランクを設定して区に継続支援を依頼するルールが必要。</p> <p>・いつまで、どこまでを「初動」の範疇で対応するかの整理が必要。・区の社会福祉職の間わりについて整理が必要。</p>		

(注)ランクは、修正(新たに作成)し、共有することが前提

<今後の方向性>

	初 動	継 続 支 援	要 検 討 課 題
区福C	<p>「23年度以降の体制」からの変更点 ①区に通報が入った場合は、区の間わりの有無によらず、初動対応をする。 ②児童相談所に通報が入った場合で、区での継続支援が見込まれる児童について、初動対応をする。 ③ランク付けをし、主担当を区か児童相談所に振り分ける。 ※「当面の対応」同様、区に通報が入ったが、一時保護等、児童相談所の早期対応が望まれるものは児童相談所に連絡</p>	<p>「23年度以降の体制」からの変更点 ・ 現在、主にコーディネートを担当していないことが多いと思われる学齢児も対象者に加える。</p> <p>原則として、 ①CDランク、②Eランク、③ランクによらず進行管理会議で区を主担当とした児童 ・一時保護のリスクが低く、家庭訪問や安全確認ができる、「18歳未満の児童」で、 ア 保健師や育児家庭支援訪問員等の継続的な訪問が望ましいもの イ 保育園等の関係機関と1～3か月に1回程度、情報共有と確認のための連絡を行い、その後、終結(必要時、通報や相談を受けて対応)が見込まれる場合。</p>	<p>●区の初動体制の強化(人材育成含む) ●区の継続支援体制の強化(保育所事務の整理等) ●職員のレベルアップ</p>
児相	<p>原則として、 ①児童相談所に通報が入った場合で、児童相談所の継続支援が見込まれる児童について初動対応をする。</p> <p>※「当面の対応」同様、区に通報が入ったが、一時保護等、児童相談所の早期対応が望まれるものも対応</p>	<p>原則として、(例えば)Bランク以上の児童について継続支援の主担当(コーディネーター役)となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等措置ケース ・ 一時保護や継続指導が必要な児童等 	
備考	<p>・区及び児童相談所において、訪問や調査に十分な体制がとれない場合は、適宜協議し、同行訪問(区の保健師と児相の虐待対応チーム等)を含めた対応を行う。 ・区の社会福祉職の間わりについて整理する必要がある。</p>		

虐待の種別及び程度

ランク	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	主担当	児童相談所の対応・支援	関係機関連携	各区の対応・支援	リスク評価の把握頻度
A (生命の危機あり)	「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの				心理的虐待の重症度は例示が困難であるため、頻度や子どもの心理・身体面への影響等を総合的に判断する	【通報時の対応：一時保護と親子分離】 虐待通報 ↓ 家庭訪問、関係機関への訪問、調査 ↓ 一時保護 (児童相談所一時保護所、病院等) ↓ 児童福祉施設入所 ・保護者の同意による場合 ・家庭裁判所の決定による(児童福祉法28条)場合 ↓ 状況に応じた家族再統合の支援	【情報共有・役割分担】 ・要保護児童対策地域協議会 ・個別ケース検討会議 ・進行管理会議 ・養育支援カンファレンス 等	【業務中でのハイリスクの把握】 →※ABランクの場合は児相通告 ・母子健康手帳交付時面接 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・生活保護世帯への家族支援(子どもの状況確認) ・乳幼児健診 ・各種相談業務 等 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※ABランクの場合は児相通告 【親支援】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・生活保護、手当など経済的支援 ・障害者自立支援法による支援 (精神通院、ヘルパーなど) ・ひとり親家庭へのサービス ・DV相談 ・シェルターへの保護 ・母子生活支援施設入所 【きょうだい児への支援】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・保育園の利用 ・教育相談員/学校カウンセラー 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・保育園の利用 ・教育相談員/学校カウンセラー	*把握頻度は、リスクの評価を虐待の程度だけでなく、児童の置かれた家庭環境、養育の状況、子どもの状況により評価する。その後の支援状況等の変化により軽度化することもあれば重度化することもある。(別紙)把握頻度表参照。 I:緊急保護を含めて検討 II:2週間に1回 III:1か月に1回 IV:3か月に1回 V:6か月に1回
	○明らかな外傷は認められないが危険な身体的暴力がある シェイク、逆さ吊りにする、投げる、踏みつける ○頭部の外傷 乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに突き落とす ○腹部の外傷 腹部を殴る、蹴る、踏みつける ○窒息の可能性 首を絞める、鼻と口をふさぐ、水に漬ける、布団蒸しにする ○墜落産 ○無理心中	○生存に必要な食事や衣類等を与えていない ○子どもにとって必要な情緒的欲求にできていない ○脱水症、栄養失調のための衰弱が起きている ○乳幼児の棄児や置き去り、また乳幼児だけで放置する ○生命の危険がある状態にもかかわらず医療を受けさせていない				【通報時の対応：一時保護と親子分離】 同上	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑩その他、インフォーマルな子育て支援関係		
A (重度)	○継続的に医療が必要な外傷(頭部外傷、骨折、裂傷、目の傷、血腫、火傷等)がある ○新旧混在した傷がある ○乳児に打撲傷がある ○一室に閉じ込める、または家から出さない等の監禁行為がある ○成長に必要な食事を意図的に与えない	○成長に必要な食事や、衣類、衛生状態が与えられていない ○子どもにとって必要な情緒的欲求にできていない ○慢性的な栄養状態不良や体重増加不良があるのに医療を受けさせていない ○入院加療を要する状態にもかかわらず医療を受けさせていない ○子どもが学校に行きたがっているのに、登校を禁止している	○明らかな性行為がある ○性病や性器に傷がみられる ○子どもを対象として性的な撮影をしている ○強制的に性的描写や性交渉を見せている	○こどもの目の前で自傷行為を行う ○こどもの目の前でDVを行う ○言葉による脅かし、脅迫など ○子どもの自尊心を傷つけるような言動 ○他のきょうだいと著しく差別的な扱いをするなど	【一時保護と親子分離】 同上	【在宅での支援】 一時保護の後、支援をうけいれて改善が見込まれる場合、在宅の支援プラン提示 ↓ 在宅指導の開始 支援プラン例 ・家庭訪問 ・心理通所 ・親のカウンセリング ・児童精神科医との面接 ・養育支援訪問員の派遣 ・養育支援ヘルパー派遣 ・再発時、一時保護、施設入所検討	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑩その他、インフォーマルな子育て支援関係	【業務中でのハイリスクの把握】 →※ABランクの場合は児相通告 ・母子健康手帳交付時面接 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・生活保護世帯への家族支援(子どもの状況確認) ・乳幼児健診 ・各種相談業務 等 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※ABランクの場合は児相通告 【親支援】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・生活保護、手当など経済的支援 ・障害者自立支援法による支援 (精神通院、ヘルパーなど) ・ひとり親家庭へのサービス ・DV相談 ・シェルターへの保護 ・母子生活支援施設入所 【きょうだい児への支援】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・保育園の利用 ・教育相談員/学校カウンセラー 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・保育園の利用 ・教育相談員/学校カウンセラー	*把握頻度は、リスクの評価を虐待の程度だけでなく、児童の置かれた家庭環境、養育の状況、子どもの状況により評価する。その後の支援状況等の変化により軽度化することもあれば重度化することもある。(別紙)把握頻度表参照。 I:緊急保護を含めて検討 II:2週間に1回 III:1か月に1回 IV:3か月に1回 V:6か月に1回
(心理面・情緒面) ○虐待を起因とする自傷行為、情緒行動面の問題(過度のスキンシップ、身体の緊張、うつ症状等)が表れている。 ○虐待を起因とする身体症状(発育・発達の遅れ・腹痛・嘔吐・白髪化・抜け毛等)が表れている。					【一時保護と親子分離】 同上	【在宅での支援】 一時保護の後、支援をうけいれて改善が見込まれる場合、在宅支援プランの提示 ↓ 在宅指導の開始 支援プラン例 ・家庭訪問 ・心理通所 ・親のカウンセリング ・児童精神科医との面接 ・養育支援訪問員の派遣 ・養育支援ヘルパー派遣 ・レスパイトによる一時保護 ・レクリエーションなど子どもへの指導 ・再発時、一時保護、施設入所検討	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨児童養護施設・里親 ⑩地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑪その他、インフォーマルな子育て支援関係	【業務中でのハイリスクの把握】 【親支援】【きょうだい児への支援】 ABランクに準ずる 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※Cランクの場合は児相と共有 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・育児支援家庭訪問/育児支援ヘルパー ・ファミリーサポートクラス ・心理相談(個別・集団) ・教育相談員/学校カウンセラー ・保育園の利用 ・地域の子育て支援	
B (中度)	○あざや腫れが残る暴力がある ○煙草によるやけどがある ○寒い日に数時間、室外に締め出される(注:中度を基本とするが時間や年齢の状況によって程度を判断する)	○乳幼児を大人の監護なく家に置いて(注:中度を基本とするが時間や年齢の状況によって程度を判断する) ○子どもにとって必要な情緒的欲求にできていない ◎長期にわたり身体的・情緒的なかかわりが不足しているため、心身の成長に影響が残る可能性がある ◎そのままにしておく改善が望めない(異臭、不潔、季節に合わない服)程度の生活環境の劣悪さがある ◎保育所・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく長期欠席が続いている	◎着衣の上から触る ◎性器を見せる ◎性行為やアダルトビデオの観賞を無配慮に子どもが見える状況で行う ◎網掛け 部分については 主担当の調整をする	○こどもの目の前で自傷行為を行う ○こどもの目の前でDVを行う ○言葉による脅かし、脅迫など ○子どもの自尊心を傷つけるような言動 ○他のきょうだいと著しく差別的な扱いをするなど	【一時保護と親子分離】 同上	【在宅での支援】 一時保護の後、支援をうけいれて改善が見込まれる場合、在宅支援プランの提示 ↓ 在宅指導の開始 支援プラン例 ・家庭訪問 ・心理通所 ・親のカウンセリング ・児童精神科医との面接 ・養育支援訪問員の派遣 ・養育支援ヘルパー派遣 ・レスパイトによる一時保護 ・レクリエーションなど子どもへの指導 ・再発時、一時保護、施設入所検討	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨児童養護施設・里親 ⑩地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑪その他、インフォーマルな子育て支援関係	【業務中でのハイリスクの把握】 【親支援】【きょうだい児への支援】 ABランクに準ずる 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※Cランクの場合は児相と共有 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・育児支援家庭訪問/育児支援ヘルパー ・ファミリーサポートクラス ・心理相談(個別・集団) ・教育相談員/学校カウンセラー ・保育園の利用 ・地域の子育て支援	*把握頻度は、リスクの評価を虐待の程度だけでなく、児童の置かれた家庭環境、養育の状況、子どもの状況により評価する。その後の支援状況等の変化により軽度化することもあれば重度化することもある。(別紙)把握頻度表参照。 I:緊急保護を含めて検討 II:2週間に1回 III:1か月に1回 IV:3か月に1回 V:6か月に1回
C (軽度)	○外傷が残るほどではないが暴力がある	○健康問題を起こすほどではないが養育の放棄・怠慢がある ○子どもにとって必要な情緒的欲求にできていない ○保育所・幼稚園・学校が再三指導しているにもかかわらず、保護者の姿勢が改善しないため、正当な理由なく欠席が多い	◎入浴中にのぞいたり、浴室に入る ◎子どもに対して卑猥な言葉を発する ◎アダルトサイトやアダルト雑誌等を無造作に子どもの目に触れる状態にしたり放置したりする	○こどもの目の前で自傷行為を行う ○こどもの目の前でDVを行う ○言葉による脅かし、脅迫など ○子どもの自尊心を傷つけるような言動 ○他のきょうだいと差別的な扱いをするなど	【在宅支援】 ・家庭訪問 ・心理通所 ・保護者のレスパイトのための一時保護 ・行動観察のための一時保護 ・レクリエーションの参加	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨児童養護施設・里親 ⑩地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑪その他、インフォーマルな子育て支援関係	【業務中でのハイリスクの把握】 【親支援】【きょうだい児への支援】 ABランクに準ずる 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※Cランクの場合は児相と共有 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・育児支援家庭訪問/育児支援ヘルパー ・ファミリーサポートクラス ・心理相談(個別・集団) ・教育相談員/学校カウンセラー ・保育園の利用 ・地域の子育て支援	*把握頻度は、リスクの評価を虐待の程度だけでなく、児童の置かれた家庭環境、養育の状況、子どもの状況により評価する。その後の支援状況等の変化により軽度化することもあれば重度化することもある。(別紙)把握頻度表参照。 I:緊急保護を含めて検討 II:2週間に1回 III:1か月に1回 IV:3か月に1回 V:6か月に1回	
D (危惧有)	○現在虐待は認められないが、保護者や家族状況の変化により、虐待に発展する可能性が強く疑われる ○現時点では、家族や福祉サービスの利用によって虐待が未然に防がれているが、そのいずれかが欠けると虐待が発生することが強く疑われる ○当該の子どもへの明確な虐待の事実が確認されないが、きょうだいへの虐待歴が確認される等から虐待が行われている可能性や今後起きる可能性が高い ○子どもが目撃しているかどうか確認されていないが、保護者が長期にわたりDVを行っている ○保護者や子どもとの面談では、虐待の事実が確認できないが、通報の内容やその頻度から、虐待が行われている可能性が高いと思われる				【在宅支援】 ・家庭訪問 ・心理判定 ・電話相談 ・レスパイト保護	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨児童養護施設・里親 ⑩地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑪その他、インフォーマルな子育て支援関係	【業務中でのハイリスクの把握】 【親支援】【きょうだい児への支援】 ABランクに準ずる 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※Cランクの場合は児相と共有 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・育児支援家庭訪問/育児支援ヘルパー ・ファミリーサポートクラス ・心理相談(個別・集団) ・教育相談員/学校カウンセラー ・保育園の利用 ・地域の子育て支援		*把握頻度は、リスクの評価を虐待の程度だけでなく、児童の置かれた家庭環境、養育の状況、子どもの状況により評価する。その後の支援状況等の変化により軽度化することもあれば重度化することもある。(別紙)把握頻度表参照。 I:緊急保護を含めて検討 II:2週間に1回 III:1か月に1回 IV:3か月に1回 V:6か月に1回
E (育児支援)	○虐待は見られないが、養育にうまく対応できない状況が見られる ○養育者からの育児不安の訴えがある ○支援により「不適切な養育」の改善が期待される			※把握しているが、連絡が取れない・訪問に入れない等でランクを決めるための情報が不十分なケースについては、区の進行管理からの漏れを防ぐため、「X:不明」Eランクに入れておき、状況が把握できてからランクを決める。	【在宅支援】 ・心理判定 ・電話相談	【発見・通報】 ①本人・家族・親族 ②近隣・知人 ③民生委員・児童委員、主任児童委員 ④学校・保育園・幼稚園 ⑤病院 ⑥警察 ⑦はまっ子、学童、キッズ ⑧横浜型児童家庭センター ⑨児童養護施設・里親 ⑩地域子育て支援拠点、つどいの広場などの地域の子育て支援関係機関 ⑪その他、インフォーマルな子育て支援関係	【業務中でのハイリスクの把握】 【親支援】【きょうだい児への支援】 ABランクに準ずる 【通報時の対応】 通報時の情報で受傷状況等危険性が高い場合には児相に一報 ↓ 家庭訪問、調査 (区の情報整理、関係機関への聴取等) ↓ 支援開始 ※Cランクの場合は児相と共有 【在宅支援になった場合】 ・職員による訪問(保健師・助産師・社会福祉職等) ・乳幼児健診 ・育児支援家庭訪問/育児支援ヘルパー ・ファミリーサポートクラス ・心理相談(個別・集団) ・教育相談員/学校カウンセラー ・保育園の利用 ・地域の子育て支援	*把握頻度は、リスクの評価を虐待の程度だけでなく、児童の置かれた家庭環境、養育の状況、子どもの状況により評価する。その後の支援状況等の変化により軽度化することもあれば重度化することもある。(別紙)把握頻度表参照。 I:緊急保護を含めて検討 II:2週間に1回 III:1か月に1回 IV:3か月に1回 V:6か月に1回	